

0001

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

民法上の「債権」について最も適切な説明はどれか。

- ア．特定の者に対して一定の行為を請求することを内容とする権利である。
- イ．国に対する参政権だけをいう。
- ウ．法人だけが有することのできる権利である。
- エ．物を直接かつ排他的に支配する権利だけをいう。

答え・解説

正答：ア

ア：債権は、債権者が特定の債務者に対して給付を請求することを内容とする権利である。

イ：債権の説明ではない。

ウ：自然人も法人も債権者となり得る。

エ：それは物権の基本的な性質である。

総合解説：債権は、債権者が特定の債務者に対して給付を請求することを内容とする権利である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0002

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

債権の発生原因として適切なものはどれか。

- ア．所有権だけに限られる。
- イ．契約、不法行為、不当利得、事務管理など。
- ウ．売買契約だけに限られる。
- エ．登記だけに限られる。

答え・解説

正答：イ

ア：所有権は物権であり、債権発生原因とは異なる。

イ：債権は契約だけでなく、不法行為、不当利得、事務管理など法律の規定によっても発生する。

ウ：債権の発生原因は売買以外にも多数ある。

エ：登記は債権発生の一一般的原因ではない。

総合解説：債権は契約だけでなく、不法行為、不当利得、事務管理など法律の規定によっても発生する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0003

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

企業が売掛債権を管理する際、契約ごとの履行期を正確に記録することが重要な主な理由はどれか。

- ア．履行期を記録すると債権が自動的に増額されるから。
- イ．履行期を記録すれば契約書が不要になるから。
- ウ．いつから履行を請求でき、遅延や回収対応を検討すべきか判断する基礎になるから。
- エ．履行期は債権回収と無関係だから。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような効果はない。
イ：契約内容の確認は別に必要である。
ウ：債権管理では、債権額、発生原因、弁済期、担保、入金状況等を把握し、履行遅滞や時効管理につなげることが重要である。
エ：むしろ回収管理の重要事項である。
総合解説：債権管理では、債権額、発生原因、弁済期、担保、入金状況等を把握し、履行遅滞や時効管理につなげることが重要である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0004

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

確定期限のある債務について、債務者が履行遅滞となる時期の原則はどれか。

- ア．債権者が訴訟を提起した時からだけ。
- イ．債務者が破産した時からだけ。
- ウ．契約締結直後から常に遅滞となる。
- エ．期限が到来した時から。

答え・解説

正答：エ

ア：確定期限債務では期限到来が基準である。
イ：破産は一般的な履行遅滞の開始要件ではない。
ウ：期限前は原則として履行遅滞ではない。
エ：民法412条1項は、確定期限のある債務について、その期限が到来した時から債務者が遅滞の責任を負うとする。
総合解説：民法412条1項は、確定期限のある債務について、その期限が到来した時から債務者が遅滞の責任を負うとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0005

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：標準

履行期限を特に定めていない債務について、債務者が履行遅滞となる時期の原則として適切なものはどれか。

- ア．履行の請求を受けた時から。
- イ．債務者が会社である場合は履行遅滞にならない。
- ウ．契約成立の一年前から。
- エ．債権者が何も請求しなくても必ず契約当日に遅滞となる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法412条3項は、期限を定めなかった債務について、債務者が履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うとする。

イ：法人でも履行遅滞は成立する。

ウ：あり得ない。

エ：期限の定めがない場合は原則として請求が必要である。

総合解説：民法412条3項は、期限を定めなかった債務について、債務者が履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0006

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

一般の債権の消滅時効について、民法166条の原則として適切なものはどれか。

- ア．すべての債権は1年で必ず消滅する。
- イ．権利を行使できることを知った時から5年間行使しない場合、又は権利を行使できる時から10年間行使しない場合に時効消滅する。
- ウ．債権には消滅時効が一切ない。
- エ．債権は必ず20年間だけで消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：一般債権の時効期間ではない。

イ：民法166条1項は、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という一般的な消滅時効期間を定める。

ウ：消滅時効制度がある。

エ：一般債権には5年・10年の基準がある。

総合解説：民法166条1項は、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年という一般的な消滅時効期間を定める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0007

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

消滅時効が完成した場合の民法上の取扱いについて適切なものはどれか。

- ア．債権者だけが消滅時効を援用できる。
- イ．時効完成後も援用は法律上禁止される。
- ウ．裁判所は、当事者等が時効を援用しなければ、それによって裁判することができない。
- エ．時効完成と同時に裁判所が必ず職権で適用する。

答え・解説

正答：ウ

ア：債務者など時効により利益を受ける者が援用する。

イ：援用制度がある。

ウ：民法145条は、時効は当事者等が援用しなければ裁判所がこれによって裁判することができないとする。

エ：援用が必要である。

総合解説：民法145条は、時効は当事者等が援用しなければ裁判所がこれによって裁判することができないとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0008

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：応用

債権の消滅時効完成が近い場合、裁判上の請求をすることの時効への影響として適切なものはどれか。

- ア．裁判上の請求をすれば債権額が自動的に倍になる。
- イ．裁判を起こすと債権は必ず消滅する。
- ウ．裁判上の請求は時効に一切影響しない。
- エ．裁判上の請求があると、一定の範囲で時効の完成が猶予され、権利が確定すれば時効が更新される。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような効果はない。

イ：逆であり、時効管理上重要な措置となる。

ウ：完成猶予・更新の効果がある。

エ：民法147条は裁判上の請求等による時効完成猶予と、確定判決等による更新を定める。

総合解説：民法147条は裁判上の請求等による時効完成猶予と、確定判決等による更新を定める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0009

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：応用

債務者が債権者に対し、債務の存在を認める書面を差し入れた。この行為の時効への影響として適切なものはどれか。

- ア．債務の承認として、時効が更新される場合がある。
- イ．債務を承認すると時効期間が必ず短くなる。
- ウ．債務の承認は時効と一切関係しない。
- エ．承認すると債権そのものが必ず消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法152条は、権利の承認があったときは、その時から新たに時効が進行することを定める。

イ：承認は更新事由である。

ウ：時効更新の重要な事由である。

エ：承認は債務の存在を認める行為である。

総合解説：民法152条は、権利の承認があったときは、その時から新たに時効が進行することを定める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0010

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：基礎

債務者が弁済をする際、民法486条に基づいて債権者に請求できるものはどれか。

- ア．債権者の財産全部の開示。
- イ．弁済と引換えに受取証書の交付。
- ウ．契約の一方的な変更。
- エ．債権額の自動的な増額。

答え・解説

正答：イ

ア：一般的な権利ではない。

イ：弁済者は、弁済と引換えに、受領者に対して受取証書の交付を請求できる。

ウ：受取証書請求とは無関係である。

エ：弁済によってそのような権利は生じない。

総合解説：弁済者は、弁済と引換えに、受領者に対して受取証書の交付を請求できる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0011

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：標準

債務者が債務の全部を弁済し、債権に関する証書が存在する場合に、民法487条上請求できるものはどれか。

- ア．証書返還により債権者の他の権利も全て消滅する。
- イ．証書の返還は一切請求できない。
- ウ．債権証書の返還。
- エ．一部弁済だけで必ず証書を破棄させることができる。

答え・解説

正答：ウ

ア：当該債権の管理とは別問題である。

イ：民法487条に返還請求権がある。

ウ：全部弁済をした者は、債権に関する証書がある場合、その返還を請求できる。

エ：条文は全部弁済の場合を定める。

総合解説：全部弁済をした者は、債権に関する証書がある場合、その返還を請求できる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0012

5-1 債権管理の基本 > 債権の発生・履行管理 | 難易度：標準

企業が取引先ごとに複数の売掛債権を管理する場合、回収事故を防ぐための管理項目として最も適切なものはどれか。

- ア．担当者の趣味だけ。
- イ．取引先の会社ロゴの色だけ。
- ウ．商品名だけ記録し、金額や期日は記録しない。
- エ．債権額、発生日、弁済期、入金状況、時効、担保・保証の有無など。

答え・解説

正答：エ

ア：債権回収管理とは無関係である。

イ：回収判断に必要な情報ではない。

ウ：債権額や弁済期の把握が重要である。

エ：実務上の債権管理では、債権の発生から履行・消滅までを追跡できる情報を整備することが重要である。

総合解説：実務上の債権管理では、債権の発生から履行・消滅までを追跡できる情報を整備することが重要である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0013

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：基礎

停止条件付法律行為について、民法127条の原則として正しいものはどれか。

- ア．停止条件が成就した時から効力を生ずる。
- イ．条件の成否に関係なく常に無効である。
- ウ．契約締結時に必ず効力が確定する。
- エ．条件が成就すると必ず効力が消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：停止条件付法律行為は、その条件が成就した時から効力を生ずるのが原則である。

イ：停止条件は有効に設定できる。

ウ：条件成就まで効力発生が待たれる。

エ：それは解除条件の効果である。

総合解説：停止条件付法律行為は、その条件が成就した時から効力を生ずるのが原則である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0014

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：基礎

A社とB社の契約で「許認可が取り消された場合は契約の効力を失う」と定めた。許認可が実際に取り消された場合の民法上の原則として適切なものはどれか。

- ア．条件が成就した時から初めて契約の効力が生ずる。
- イ．解除条件が成就したため、その時から契約の効力を失う。
- ウ．解除条件は法律上認められないため常に無効となる。
- エ．条件成就後も契約の効力は必ず永久に続く。

答え・解説

正答：イ

ア：それは停止条件の説明である。

イ：解除条件付法律行為は、条件成就によって効力を失う。

ウ：解除条件は有効に設定できる。

エ：解除条件の効果に反する。

総合解説：民法127条2項により、解除条件付法律行為は解除条件が成就した時から効力を失う。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0015

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：応用

条件が成就すると不利益を受ける当事者が、故意にその条件の成就を妨げた。この場合の民法130条の原則として適切なものはどれか。

- ア．妨害した者が必ず利益を受ける。
- イ．条件は永久に不成就として扱われる。
- ウ．相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。
- エ．条件の妨害は契約に一切影響しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不正な条件成就妨害を保護しない制度である。

イ：相手方は成就したものとみなすことができる。

ウ：条件成就によって不利益を受ける当事者が不正に成就を妨げた場合、相手方は成就したものとみなせる。

エ：民法に特則がある。

総合解説：条件成就によって不利益を受ける当事者が不正に成就を妨げた場合、相手方は成就したものとみなせる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0016

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：基礎

法律行為に始期を付した場合の民法135条の原則として適切なものはどれか。

- ア．期限が到来すると契約が必ず消滅する。
- イ．始期は不確実な事実だけを指す。
- ウ．期限到来前でも必ず履行を強制できる。
- エ．期限が到来するまで履行を請求することができない。

答え・解説

正答：エ

ア：それは終期の効果である。

イ：期限は将来到来が確実な事実である。

ウ：始期前は履行請求できない。

エ：始期とは法律効果の実現時期を将来の確実な事実にかからせる期限であり、到来前は履行請求できない。

総合解説：始期とは法律効果の実現時期を将来の確実な事実にかからせる期限であり、到来前は履行請求できない。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0017

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：基礎

法律行為に終期を付した場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．期限が到来した時に法律行為の効力が消滅する。
- イ．終期は必ず条件と同じ不確実な出来事である。
- ウ．期限到来時に初めて効力が生じる。
- エ．終期を定めても効力は永久に続く。

答え・解説

正答：ア

ア：民法135条2項は、終期付法律行為の効力が期限到来時に消滅とする。

イ：期限は到来が確実な事実である。

ウ：それは始期の考え方である。

エ：終期到来で効力は消滅する。

総合解説：民法135条2項は、終期付法律行為の効力が期限到来時に消滅とする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0018

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：基礎

民法136条によれば、期限は原則として誰の利益のために定めたものと推定されるか。

- ア．債権者だけ。
- イ．債務者。
- ウ．裁判所。
- エ．保証人だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：原則は債務者の利益と推定される。

イ：民法136条1項は、期限は債務者の利益のために定めたものと推定する。

ウ：当事者ではない。

エ：一般的な推定ではない。

総合解説：民法136条1項は、期限は債務者の利益のために定めたものと推定する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0019

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：標準

債務者が期限の利益を放棄して期限前に弁済する場合の民法136条の原則として適切なものはどれか。

- ア．放棄すれば相手方にどのような損害を与えてもよい。
- イ．期限前弁済は法律上一切禁止される。
- ウ．期限の利益は放棄できるが、それによって相手方の利益を害することはできない。
- エ．期限の利益はどのような場合も放棄できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：相手方の利益を害することはできない。
イ：期限利益の放棄により可能な場合がある。
ウ：民法136条2項は期限利益の放棄を認めつつ、相手方の利益を害することを禁止する。
エ：原則として放棄できる。
総合解説：民法136条2項は期限利益の放棄を認めつつ、相手方の利益を害することを禁止する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0020

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：基礎

民法137条により債務者が期限の利益を主張できなくなる場合として適切なものはどれか。

- ア．債務者が期限前に問い合わせをした場合。
- イ．債務者が契約書を保管している場合。
- ウ．債務者が会社名を変更した場合。
- エ．債務者が破産手続開始の決定を受けた場合。

答え・解説

正答：エ

ア：喪失事由ではない。
イ：期限利益喪失事由ではない。
ウ：一般的な喪失事由ではない。
エ：民法137条は、破産手続開始の決定を受けた場合などに期限の利益を主張できないとする。
総合解説：民法137条は、破産手続開始の決定を受けた場合などに期限の利益を主張できないとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0021

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：応用

債務者が担保を毀損・減少させた場合、民法137条上の効果として適切なものはどれか。

- ア．債務者は期限の利益を主張できなくなることがある。
- イ．担保を減少させるほど期限が延長される。
- ウ．担保の状況は期限の利益と一切関係しない。
- エ．担保が減少すると債権が自動的に消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法137条は、債務者が担保を滅失・損傷・減少させた場合を期限利益喪失事由としている。

イ：説明が逆である。

ウ：法律上の喪失事由がある。

エ：債権消滅の効果ではない。

総合解説：民法137条は、債務者が担保を滅失・損傷・減少させた場合を期限利益喪失事由としている。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0022

5-1 債権管理の基本 > 期限・条件・期限の利益 | 難易度：応用

「条件」と「期限」の基本的な違いとして最も適切なものはどれか。

- ア．条件は確実、期限は不確実な事実である。
- イ．条件は将来発生するか不確実な事実、期限は将来到来することが確実な事実法律効果をかからせる。
- ウ．条件と期限に法的な違いはない。
- エ．条件も期限も必ず発生しない事実をいう。

答え・解説

正答：イ

ア：説明が逆である。

イ：条件は成否が不確実であるのに対し、期限は到来すること自体が確実である点が基本的な違いである。

ウ：両者は区別される。

エ：説明が誤っている。

総合解説：条件は成否が不確実であるのに対し、期限は到来すること自体が確実である点が基本的な違いである。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0023

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：基礎

民法466条の債権譲渡について、原則として適切なものはどれか。

- ア．債権譲渡には必ず債務者の事前同意が成立要件となる。
- イ．債権は一切譲渡できない。
- ウ．債権は、その性質が譲渡を許さない場合を除き、譲り渡すことができる。
- エ．金銭債権だけは絶対に譲渡できない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：譲渡の成立と債務者への対抗要件は区別される。
- イ：原則として譲渡できる。
- ウ：民法466条1項は、債権の譲渡性を原則として認める。
- エ：金銭債権も譲渡対象となり得る。

総合解説：民法466条1項は、債権の譲渡性を原則として認める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0024

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

契約で債権譲渡を禁止する特約がある場合の現行民法の原則として適切なものはどれか。

- ア．譲渡制限があれば譲渡契約は必ず当然無効となる。
- イ．譲渡制限は法律上一切認められない。
- ウ．譲渡制限があると債権は自動的に消滅する。
- エ．譲渡制限の意思表示があっても、債権譲渡の効力自体は妨げられない。

答え・解説

正答：エ

- ア：現行民法の原則と異なる。
 - イ：譲渡制限の意思表示自体は可能である。
 - ウ：そのような効果はない。
 - エ：民法466条2項は、譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡の効力を妨げないとする。
- 総合解説：民法466条2項は、譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡の効力を妨げないとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0025

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：基礎

債権譲渡を債務者に対抗するための民法467条上の原則的な方法はどれか。

- ア．譲渡人から債務者への通知、又は債務者の承諾。
- イ．譲渡人と譲受人が握手するだけ。
- ウ．債権額の半額を支払うだけ。
- エ．譲受人が自社内で記録するだけ。

答え・解説

正答：ア

ア：債権譲渡は、譲渡人が債務者に通知するか、債務者が承諾しなければ債務者に対抗できない。

イ：債務者への通知・承諾が必要である。

ウ：対抗要件ではない。

エ：債務者への対抗要件にはならない。

総合解説：債権譲渡は、譲渡人が債務者に通知するか、債務者が承諾しなければ債務者に対抗できない。
この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0026

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：応用

債権譲渡を債務者以外の第三者に対抗するため、民法467条2項が要求するものはどれか。

- ア．譲受人の会社印だけで足りる。
- イ．確定日付のある証書による通知又は承諾。
- ウ．口頭の通知だけで必ず足りる。
- エ．債務者への通知自体が一切不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：確定日付ある通知・承諾が問題となる。

イ：債務者以外の第三者への対抗には、通知又は承諾が確定日付のある証書によることが必要である。

ウ：第三者対抗には確定日付ある証書が必要である。

エ：対抗要件が必要である。

総合解説：債務者以外の第三者への対抗には、通知又は承諾が確定日付のある証書によることが必要である。
この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0027

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：基礎

民法505条による相殺の基本的な要件として適切なものはどれか。

- ア．一方だけが債権を持っていれば必ず相殺できる。
- イ．異なる種類の給付でも必ず相殺できる。
- ウ．二人が互いに同種の目的を有する債務を負担し、双方の債務が弁済期にあること。
- エ．弁済期は一切関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：互いに債権債務を有する必要がある。

イ：同種の目的を有する債務であることが原則である。

ウ：民法505条は、互いに同種の債務を負担し、双方の債務が弁済期にある場合に対当額で相殺できるとする。

エ：双方の債務が弁済期にあることが原則である。

総合解説：民法505条は、互いに同種の債務を負担し、双方の債務が弁済期にある場合に対当額で相殺できるとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0028

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

相殺の方法について、民法506条の原則として適切なものはどれか。

- ア．当事者双方の新たな契約がなければ絶対に相殺できない。
- イ．相殺の意思表示には自由に条件を付けられる。
- ウ．必ず裁判所の判決がなければ相殺できない。
- エ．当事者の一方から相手方への意思表示によって行う。

答え・解説

正答：エ

ア：一方的意思表示で行える。

イ：条件・期限を付すことはできない。

ウ：裁判外でも意思表示により相殺できる。

エ：相殺は一方的意思表示によって行い、その意思表示に条件又は期限を付することはできない。

総合解説：相殺は一方的意思表示によって行い、その意思表示に条件又は期限を付することはできない。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0029

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：標準

相殺の意思表示をした場合、その効力が生ずる時点について民法506条の原則として適切なものはどれか。

- ア．双方の債務が相殺に適するようになった時にさかのぼって効力を生ずる。
- イ．相殺には遡及効が一切ない。
- ウ．意思表示から10年後に効力を生ずる。
- エ．必ず裁判確定時に初めて効力が生ずる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法506条2項は、相殺の意思表示が相殺適状となった時に遡って効力を生ずるとする。

イ：相殺適状時への遡及効がある。

ウ：そのような規定はない。

エ：裁判は必須ではない。

総合解説：民法506条2項は、相殺の意思表示が相殺適状となった時に遡って効力を生ずるとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0030

5-1 債権管理の基本 > 債権譲渡・相殺 | 難易度：応用

AがBに対して生命・身体侵害による損害賠償債務を負っている。Aが別の金銭債権を使ってその損害賠償債務を一方的に相殺しようとする場合の原則はどれか。

- ア．生命・身体侵害でも常に自由に相殺できる。
- イ．一定の場合、損害賠償債務を受働債権とする相殺は認められない。
- ウ．相殺禁止は売買代金債権にしか適用されない。
- エ．相殺できない場合は損害賠償債務が消滅する。

答え・解説

正答：イ

ア：民法509条の相殺禁止がある。

イ：民法509条は、悪意の不法行為や生命・身体侵害による損害賠償債務について、債務者からの相殺を制限して被害者の現実の賠償受領を保護する。

ウ：不法行為等の一定債務が対象である。

エ：債務は残る。

総合解説：民法509条は、悪意の不法行為や生命・身体侵害による損害賠償債務について、債務者からの相殺を制限して被害者の現実の賠償受領を保護する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0031

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：基礎

金銭債務について最も適切な説明はどれか。

- ア．労務を提供する債務だけをいう。
- イ．物権そのものをいう。
- ウ．一定額の金銭を給付することを内容とする債務である。
- エ．特定の土地を引き渡す債務だけをいう。

答え・解説

正答：ウ

- ア：役務提供債務とは異なる。
- イ：債務であって物権ではない。
- ウ：金銭債務は、売買代金や借入金など一定額の金銭支払を内容とする債務である。
- エ：それは特定物引渡債務である。

総合解説：金銭債務は、売買代金や借入金など一定額の金銭支払を内容とする債務である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0032

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

債権者の預金口座への振込みによる弁済は、民法477条上、原則としていつ効力を生ずるか。

- ア．債権者が振込みに気付いた翌年。
- イ．債務者が振込依頼書を書いた時。
- ウ．債務者が銀行へ向かった時。
- エ．債権者が金融機関に対して、その振込額の払戻しを請求する権利を取得した時。

答え・解説

正答：エ

- ア：認識時ではなく払戻請求権取得時が基準である。
 - イ：振込依頼だけでは弁済の効力は生じない。
 - ウ：弁済効力とは無関係である。
 - エ：口座振込による弁済は、債権者が預金債権として払戻請求権を取得した時に効力を生ずる。
- 総合解説：口座振込による弁済は、債権者が預金債権として払戻請求権を取得した時に効力を生ずる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0033

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

金銭債務の弁済場所について、別段の意思表示がない場合の民法484条の原則として適切なものはどれか。

- ア．債権者の現在の住所。
- イ．必ず債務者の住所。
- ウ．必ず裁判所。
- エ．契約時の取引銀行だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：特定物の引渡し以外の弁済は、別段の意思表示がないときは債権者の現在の住所で行うのが原則である。

イ：民法484条の原則と異なる。

ウ：一般的な弁済場所ではない。

エ：当事者間の定めがなければ法定の原則による。

総合解説：特定物の引渡し以外の弁済は、別段の意思表示がないときは債権者の現在の住所で行うのが原則である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0034

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

振込手数料など弁済のための費用について、別段の合意がない場合の民法485条の原則として適切なものはどれか。

- ア．国が負担する。
- イ．債務者が負担する。
- ウ．銀行が必ず無料にしなければならない。
- エ．常に債権者が全額負担する。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような制度ではない。

イ：弁済費用は、別段の意思表示がない限り債務者負担が原則である。ただし、債権者の住所移転等で費用が増加した場合はその増加額を債権者が負担する。

ウ：民法上そのような義務はない。

エ：原則は債務者負担である。

総合解説：弁済費用は、別段の意思表示がない限り債務者負担が原則である。ただし、債権者の住所移転等で費用が増加した場合はその増加額を債権者が負担する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0035

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

債務の弁済について、民法474条の原則として適切なものはどれか。

- ア．第三者弁済をすると債権額が必ず倍になる。
- イ．債務者本人以外は絶対に弁済できない。
- ウ．債務は、一定の制限の下で第三者も弁済することができる。
- エ．第三者は債務の性質に関係なく必ず弁済できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような効果はない。

イ：第三者弁済が認められる。

ウ：民法474条1項は第三者弁済を認めつつ、債務者・債権者の意思や債務の性質等による制限を置く。

エ：債務の性質等による制限がある。

総合解説：民法474条1項は第三者弁済を認めつつ、債務者・債権者の意思や債務の性質等による制限を置く。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0036

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

A社がB社に100万円の金銭債務を負っているが、B社との合意により代わりに機械を引き渡して債務を消滅させた。この仕組みとして適切なものはどれか。

- ア．相殺。
- イ．保証。
- ウ．債権譲渡。
- エ．代物弁済。

答え・解説

正答：エ

ア：互いの債権債務を差し引く制度である。

イ：第三者が主債務を担保する制度である。

ウ：債権者が債権を移転する制度である。

エ：民法482条は、債務者等が債権者との契約により本来の給付に代えて他の給付をし、その給付を実行したとき弁済と同一の効力を認める。

総合解説：民法482条は、債務者等が債権者との契約により本来の給付に代えて他の給付をし、その給付を実行したとき弁済と同一の効力を認める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0037

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：応用

債務者が、取引上の社会通念から見て正当に受領権限があるように見える者へ弁済し、債務者に善意・無過失があった。この弁済の原則的な効力はどれか。

- ア．有効となる。
- イ．債務者に過失があっても必ず有効である。
- ウ．弁済した金額の半分だけ有効になる。
- エ．受領権者本人でなければ必ず無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意・無過失なら有効とする。

イ：無過失が必要である。

ウ：そのような一律のルールはない。

エ：善意無過失の場合の保護規定がある。

総合解説：民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意・無過失なら有効とする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0038

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

民法478条の善意無過失の要件を満たさず、受領権者でもない者へ弁済した場合の民法479条の原則として適切なものはどれか。

- ア．受領した第三者が法人なら必ず有効となる。
- イ．債権者がその弁済によって利益を受けた限度でのみ有効となる。
- ウ．常に全額有効である。
- エ．常に全額無効であり例外はない。

答え・解説

正答：イ

ア：法人かどうかは基準ではない。

イ：受領権者以外への弁済は、民法478条の場合を除き、債権者が利益を受けた限度で効力を有する。

ウ：債権者の利益の限度に限られる。

エ：債権者の受益限度で有効となる。

総合解説：受領権者以外への弁済は、民法478条の場合を除き、債権者が利益を受けた限度で効力を有する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0039

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

債務者が元本のほか利息・費用を支払うべき債務について、弁済額が全部を消滅させるのに足りない場合の法定充当順序はどれか。

- ア．元本、利息、費用の順。
- イ．利息、元本、費用の順。
- ウ．費用、利息、元本の順。
- エ．債務者の年齢順。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定順序と異なる。

イ：法定順序と異なる。

ウ：民法489条は、全部を消滅させるのに足りない給付を、費用、利息、元本の順に充当する。

エ：無関係である。

総合解説：民法489条は、全部を消滅させるのに足りない給付を、費用、利息、元本の順に充当する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0040

5-2 決済手段 > 金銭債務・振込等の決済 | 難易度：標準

企業間の銀行振込等を支える決済システムの役割として最も適切なものはどれか。

- ア．特許を審査すること。
- イ．不動産の所有権を登記すること。
- ウ．すべての企業の販売価格を決めること。
- エ．金融機関間の送金・清算を効率的に行い、企業等の債権債務の決済を支えること。

答え・解説

正答：エ

ア：特許庁の役割である。

イ：法務局等の役割である。

ウ：決済システムの役割ではない。

エ：銀行は振込・振替等を提供し、それを銀行間決済システムが支えることで企業や個人の資金決済が行われる。

総合解説：銀行は振込・振替等を提供し、それを銀行間決済システムが支えることで企業や個人の資金決済が行われる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0041

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：基礎

約束手形の基本的な性質として最も適切なものはどれか。

- ア．振出人が受取人等に対し、一定金額を支払うことを約束する有価証券である。
- イ．不動産所有権を表章する証券である。
- ウ．銀行に支払を委託するだけの小切手と全く同じである。
- エ．株式を表章する証券である。

答え・解説

正答：ア

ア：約束手形は、振出人自身が一定金額の支払を約束する手形である。

イ：不動産登記とは異なる。

ウ：約束手形は振出人自身の支払約束を内容とする。

エ：株式とは異なる。

総合解説：約束手形は、振出人自身が一定金額の支払を約束する手形である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0042

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

約束手形の必要的記載事項に含まれるものとして適切なものはどれか。

- ア．振出人の趣味。
- イ．一定金額を支払う旨の無条件の約束。
- ウ．受取人の従業員数。
- エ．商品広告の文言。

答え・解説

正答：イ

ア：手形要件ではない。

イ：手形法75条は、約束手形の文言、一定金額を支払う無条件の約束、支払期日、支払地、受取人、振出日・振出地、振出人署名等を必要事項とする。

ウ：手形要件ではない。

エ：手形要件ではない。

総合解説：手形法75条は、約束手形の文言、一定金額を支払う無条件の約束、支払期日、支払地、受取人、振出日・振出地、振出人署名等を必要事項とする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0043

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：応用

約束手形に満期の記載がない場合の手形法上の原則として適切なものはどれか。

- ア．自動的に10年後が満期になる。
- イ．振出人の死亡時が満期になる。
- ウ．一覧払の手形として扱われる。
- エ．手形は必ず無効になる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：そのような規定はない。
- イ：そのような規定はない。
- ウ：手形法76条は、満期の記載がない約束手形を一覧払とみなす。
- エ：満期欠缺には補充規定がある。

総合解説：手形法76条は、満期の記載がない約束手形を一覧払とみなす。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0044

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

記名式の約束手形を通常の方法で譲渡する際の基本的な方法として適切なものはどれか。

- ア．債務者の会社定款を変更する。
- イ．口頭で『あげる』と言うだけ。
- ウ．不動産登記をする。
- エ．裏書と手形の交付。

答え・解説

正答：エ

- ア：手形譲渡の要件ではない。
 - イ：手形上の譲渡方法とは異なる。
 - ウ：手形譲渡とは無関係である。
 - エ：手形は原則として裏書によって譲渡でき、手形証券の交付と結び付いて権利が移転する。
- 総合解説：手形は原則として裏書によって譲渡でき、手形証券の交付と結び付いて権利が移転する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0045

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：応用

手形を裏書の連続により取得した所持人が、手形法上保護される場面について適切なものはどれか。

- ア．一定の要件の下で、前の所持人に権利がなかった場合でも手形上の権利を取得できることがある。
- イ．手形では善意取得は一切認められない。
- ウ．盗難手形なら取得者の事情を問わず必ず権利取得する。
- エ．裏書の連続は手形上の権利と一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：手形法16条は、裏書の連続により権利を証明する所持人を保護し、悪意・重過失等がなければ善意取得が認められる場合がある。

イ：流通保護のため善意取得制度がある。

ウ：悪意・重過失等があれば保護されない。

エ：所持人の資格確認に重要である。

総合解説：手形法16条は、裏書の連続により権利を証明する所持人を保護し、悪意・重過失等がなければ善意取得が認められる場合がある。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0046

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：基礎

小切手の基本的な性質として最も適切なものはどれか。

- ア．株主総会の議決権を表章する証券。
- イ．振出人が銀行等の支払人に対し、所持人へ一定金額を支払うよう委託する有価証券である。
- ウ．不動産の賃借権を表章する証券。
- エ．振出人自身が将来の一定日に支払うことだけを約束する証券。

答え・解説

正答：イ

ア：株式とは異なる。

イ：小切手は、振出人が支払人に対して一定金額の支払を委託する証券である。

ウ：小切手とは無関係である。

エ：約束手形の説明に近い。

総合解説：小切手は、振出人が支払人に対して一定金額の支払を委託する証券である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0047

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：基礎

小切手の支払期日について、小切手法上の原則として正しいものはどれか。

- ア．支払期日の記載がなければ無効である。
- イ．必ず振出しから1年後に支払われる。
- ウ．小切手は一覧払であり、呈示されたときに支払われる。
- エ．支払期日は自由に10年後まで設定できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：小切手は一覧払であるため満期記載を要しない。

イ：小切手は一覧払である。

ウ：小切手法28条は、小切手を一覧払とし、これに反する記載を認めない。

エ：小切手は将来の信用手段というより一覧払の決済手段である。

総合解説：小切手法28条は、小切手を一覧払とし、これに反する記載を認めない。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0048

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

実際の振出日より後の日付を記載した先日付小切手が、その記載日前に支払のため呈示された場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．記載日まで絶対に呈示できない。
- イ．先日付小切手は必ず無効である。
- ウ．呈示すると約束手形へ変わる。
- エ．呈示の日に支払うべきものとされる。

答え・解説

正答：エ

ア：小切手法上、記載日前でも呈示可能である。

イ：先日付であることだけで無効にはならない。

ウ：そのような効果はない。

エ：小切手法28条2項は、振出日として記載された日より前に呈示された小切手も、呈示の日に支払うべきものとする。

総合解説：小切手法28条2項は、振出日として記載された日より前に呈示された小切手も、呈示の日に支払うべきものとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0049

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

通常の小切手で支払人となる者として適切なものはどれか。

- ア．銀行等の金融機関。
- イ．必ず裁判所。
- ウ．必ず税務署。
- エ．必ず受取人自身。

答え・解説

正答：ア

ア：小切手は、振出人が取引のある銀行等を支払人として振り出す決済証券である。

イ：小切手の支払人ではない。

ウ：小切手の支払人ではない。

エ：受取人は支払を受ける側である。

総合解説：小切手は、振出人が取引のある銀行等を支払人として振り出す決済証券である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0050

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

約束手形と小切手の違いについて最も適切なものはどれか。

- ア．約束手形は銀行だけが振り出せる。
- イ．約束手形は信用・決済手段として将来期日の支払約束にも用いられ、小切手は原則として一覧払の決済手段である。
- ウ．両者は法律上全く同じ証券である。
- エ．小切手だけが将来の満期を自由に設定できる。

答え・解説

正答：イ

ア：事業者等も振り出し得る。

イ：約束手形には満期を定める類型がある一方、小切手は一覧払とされ、制度目的・構造が異なる。

ウ：手形法と小切手法で構造が異なる。

エ：小切手は一覧払である。

総合解説：約束手形には満期を定める類型がある一方、小切手は一覧払とされ、制度目的・構造が異なる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0051

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

約束手形の振出人の基本的な責任として適切なものはどれか。

- ア．手形を振り出しても一切支払義務を負わない。
- イ．受取人が代わると振出人の責任は必ず消滅する。
- ウ．手形に記載した金額を所定の満期に支払う義務を負う。
- エ．振出人は商品の品質だけを保証する。

答え・解説

正答：ウ

- ア：約束手形の振出人は支払義務を負う。
- イ：適法な裏書譲渡がされても振出人の手形債務は残る。
- ウ：約束手形の振出人は手形上の主たる債務者として、満期に手形金を支払う責任を負う。
- エ：手形金支払義務とは異なる。

総合解説：約束手形の振出人は手形上の主たる債務者として、満期に手形金を支払う責任を負う。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0052

5-2 決済手段 > 手形・小切手の基礎 | 難易度：標準

手形・小切手が有価証券として扱われることの意味として適切なものはどれか。

- ア．権利は証券と完全に無関係である。
- イ．不動産登記がなければ手形権利は移転しない。
- ウ．証券を紛失しても権利行使に一切影響がない。
- エ．証券の所持・呈示や裏書等が権利行使・移転と密接に結び付いている。

答え・解説

正答：エ

- ア：有価証券性に反する。
 - イ：不動産登記とは無関係である。
 - ウ：証券の所持が重要であり紛失時には特別な対応が必要となる。
 - エ：手形・小切手では、証券自体が権利の流通・行使に重要な役割を持つ。
- 総合解説：手形・小切手では、証券自体が権利の流通・行使に重要な役割を持つ。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0053

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：基礎

企業が受け取った約束手形を満期に現金化する一般的な実務として適切なものはどれか。

- ア．取引金融機関へ取立てを依頼し、支払銀行との決済を通じて入金を受ける。
- イ．満期が来ると自動的に現金が郵送される。
- ウ．手形を税務署へ提出して換金する。
- エ．手形を法務局で登記して現金化する。

答え・解説

正答：ア

- ア：手形・小切手は金融機関を通じて取立て・決済されるのが一般的である。
- イ：取立手続が必要である。
- ウ：通常の手形の方法ではない。
- エ：不動産登記とは無関係である。

総合解説：手形・小切手は金融機関を通じて取立て・決済されるのが一般的である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0054

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：標準

受取手形について、満期に振出人の資金不足等で支払われなかった場合の企業リスクとして最も適切なものはどれか。

- ア．不渡りになると受取人の債務が自動的に増える。
- イ．予定していた資金回収ができず、債権回収対応が必要になる。
- ウ．不渡りでも必ず銀行が全額補償する。
- エ．不渡りになると手形債権以外の全債権も消滅する。

答え・解説

正答：イ

- ア：そのような一般効果はない。
- イ：手形は支払われるまで最終的な資金回収が確定せず、不渡りが生じれば資金繰り・回収に影響する。
- ウ：銀行が当然に支払保証するものではない。
- エ：そのような効果はない。

総合解説：手形は支払われるまで最終的な資金回収が確定せず、不渡りが生じれば資金繰り・回収に影響する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0055

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：標準

A社が取引先から受け取った約束手形を、仕入代金の支払のためB社へ裏書譲渡した。この行為について適切なものはどれか。

- ア．裏書すると手形は自動的に小切手へ変わる。
- イ．裏書には不動産登記が必要である。
- ウ．手形を決済手段としてB社へ譲渡する利用方法である。
- エ．裏書譲渡は手形法上全面禁止されている。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような効果はない。

イ：必要ない。

ウ：手形は裏書と交付により流通させ、第三者への支払に利用できる。

エ：原則として裏書譲渡が認められる。

総合解説：手形は裏書と交付により流通させ、第三者への支払に利用できる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0056

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：標準

小切手を振り出す際の実務上の基本として適切なものはどれか。

- ア．小切手は現金と全く同じなので口座管理は不要である。
- イ．先日付なら記載日まで資金は絶対に不要である。
- ウ．支払口座に残高がなくても銀行は必ず支払う。
- エ．支払口座に決済に必要な資金を準備しておく。

答え・解説

正答：エ

ア：銀行口座を通じた決済である。

イ：記載日前でも呈示され得る。

ウ：資金不足では支払われないリスクがある。

エ：小切手は一覧払であり、呈示された時に支払われることを前提とするため、資金管理が重要である。

総合解説：小切手は一覧払であり、呈示された時に支払われることを前提とするため、資金管理が重要である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0057

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：標準

現在の手形・小切手の銀行間決済で電子交換所が果たす役割として適切なものはどれか。

ア．金融機関が手形・小切手のイメージデータを送受信し、銀行間で交換・決済する仕組みを提供する。

イ．手形をすべて紙のまま全国の銀行へ郵送するだけの制度。

ウ．特許出願を電子化する制度。

エ．企業の株主名簿を管理する制度。

答え・解説

正答：ア

ア：全国銀行協会の電子交換所では、金融機関が手形・小切手のイメージデータを交換し、決済を行う。

イ：現在はイメージデータ交換が中心である。

ウ：手形・小切手の決済制度である。

エ：無関係である。

総合解説：全国銀行協会の電子交換所では、金融機関が手形・小切手のイメージデータを交換し、決済を行う。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0058

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：応用

手形・小切手の利用をめぐる現在の実務動向として適切なものはどれか。

ア．電子記録債権は手形と無関係で企業決済に利用できない。

イ．紙の手形・小切手から、振込や電子記録債権など電子的な決済手段への移行が進められている。

ウ．銀行振込は企業間決済に利用できない。

エ．紙の手形・小切手の利用を永久に増やす方針が採られている。

答え・解説

正答：イ

ア：企業間決済・資金調達に利用されている。

イ：銀行界では手形・小切手機能の全面的な電子化が進められ、企業には振込や電子記録債権等への移行が推奨されている。

ウ：広く利用されている。

エ：実務の方向性は電子化である。

総合解説：銀行界では手形・小切手機能の全面的な電子化が進められ、企業には振込や電子記録債権等への移行が推奨されている。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0059

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：標準

電子記録債権の発生・譲渡について適切なものはどれか。

- ア．紙の手形を必ず添付しなければ発生しない。
- イ．口頭合意だけで必ず電子記録債権が発生する。
- ウ．電子債権記録機関の記録原簿への電子記録が効力発生要件となる。
- エ．不動産登記をしなければ発生しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：電子記録債権は独立の電子的債権である。

イ：電子記録が効力発生要件である。

ウ：電子記録債権は、発生記録や譲渡記録を記録原簿に行うことによって発生・譲渡の効力が生ずる。

エ：不動産登記とは別制度である。

総合解説：電子記録債権は、発生記録や譲渡記録を記録原簿に行うことによって発生・譲渡の効力が生ずる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0060

5-2 決済手段 > 手形・小切手等の利用・決済 | 難易度：応用

企業が販売先の信用状況や資金繰りを踏まえて決済条件を設定する場合、最も適切な考え方はどれか。

- ア．決済手段は取引先の信用に関係なく常に同じでよい。
- イ．支払期日は長ければ長いほど売手に必ず有利である。
- ウ．決済条件は契約書に記載しない方が安全である。
- エ．回収サイト、信用リスク、手数料、事務負担等を比較し、振込・電子記録債権等を含め適切な決済手段を選ぶ。

答え・解説

正答：エ

ア：信用リスク管理が重要である。

イ：回収期間が長いほど売手の資金負担は大きくなり得る。

ウ：明確化した方が紛争予防につながる。

エ：決済手段には回収時期、信用リスク、手続負担等の違いがあり、取引先の信用と自社資金繰りを踏まえた選択が重要である。

総合解説：決済手段には回収時期、信用リスク、手続負担等の違いがあり、取引先の信用と自社資金繰りを踏まえた選択が重要である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0061

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：基礎

民法上の保証について最も適切な説明はどれか。

- ア．主たる債務者が債務を履行しないとき、保証人がその履行をする責任を負う。
- イ．債権者が主たる債務を免除する制度。
- ウ．保証人が債権者から金銭を借りる制度。
- エ．保証人が必ず主たる債務者より先に履行する制度。

答え・解説

正答：ア

ア：民法446条1項は、主たる債務者が債務を履行しないときに保証人が履行責任を負うことを定める。
イ：保証は債務免除ではない。
ウ：保証契約の説明ではない。
エ：通常保証では主債務者が履行しない場合に保証責任が問題となる。
総合解説：民法446条1項は、主たる債務者が債務を履行しないときに保証人が履行責任を負うことを定める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0062

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：基礎

保証契約の方式について、民法446条の原則として適切なものはどれか。

- ア．保証契約に方式要件は一切ない。
- イ．書面でなければ効力を生じない。
- ウ．口頭だけでも常に有効である。
- エ．必ず公正証書でなければ全て無効である。

答え・解説

正答：イ

ア：書面性が要求される。
イ：保証契約は書面でなければ効力を生じず、その内容を記録した電磁的記録も書面とみなされる。
ウ：保証契約には方式要件がある。
エ：一般の保証契約は書面又は一定の電磁的記録で足り、公正証書が必要なのは特定の場合である。
総合解説：保証契約は書面でなければ効力を生じず、その内容を記録した電磁的記録も書面とみなされる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0063

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

主たる債務が弁済によって消滅した場合の保証債務について、原則として適切なものはどれか。

- ア．主たる債務が消滅しても保証債務だけ永久に残る。
- イ．主たる債務が消滅すると保証額が倍になる。
- ウ．主たる債務に付従するため、保証債務も消滅する。
- エ．主たる債務と保証債務は法律上全く無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：保証の付従性に反する。

イ：そのような効果はない。

ウ：保証債務は主たる債務を担保する付従的な債務であり、主債務が消滅すれば原則として保証債務も消滅する。

エ：保証債務は主債務に従属する。

総合解説：保証債務は主たる債務を担保する付従的な債務であり、主債務が消滅すれば原則として保証債務も消滅する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0064

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

保証債務の範囲について、民法447条の原則として適切なものはどれか。

- ア．保証人の私生活上の債務まで全て含む。
- イ．保証人の勤務先の債務が自動的に加わる。
- ウ．元本だけに限られ、利息等は絶対に含まれない。
- エ．主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償など従たるものも含む。

答え・解説

正答：エ

ア：主たる債務に従たる範囲である。

イ：そのような効果はない。

ウ：原則として従たるものも含む。

エ：民法447条1項は、保証債務が主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他従たるものを包含するとする。

総合解説：民法447条1項は、保証債務が主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他従たるものを包含するとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0065

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

保証人の負担について、主たる債務の目的又は態様より重い定めがされた場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．主たる債務の限度に減縮される。
- イ．保証契約全体が必ず刑事事件になる。
- ウ．保証人の負担は主債務より無制限に重くできる。
- エ．保証人の負担が重いと主債務も自動的に増える。

答え・解説

正答：ア

ア：民法448条は、保証人の負担が主たる債務より重いときは主たる債務の限度に減縮とする。

イ：民事上の負担範囲の問題である。

ウ：保証の付従性に反する。

エ：主債務が増えるわけではない。

総合解説：民法448条は、保証人の負担が主たる債務より重いときは主たる債務の限度に減縮とする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0066

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

通常の保証人が債権者から履行を請求された場合、原則として主張できる権利はどれか。

- ア．必ず債務全額を直ちに支払い、何も主張できない。
- イ．まず主たる債務者に催告するよう求める催告の抗弁。
- ウ．債権者に主債務を免除させる権利。
- エ．契約を自由に第三者へ移転する権利。

答え・解説

正答：イ

ア：通常保証人には催告の抗弁がある。

イ：民法452条は、通常保証人に、まず主債務者へ催告すべき旨を請求する権利を認める。

ウ：そのような権利ではない。

エ：催告の抗弁とは異なる。

総合解説：民法452条は、通常保証人に、まず主債務者へ催告すべき旨を請求する権利を認める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0067

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

通常保証人が、主たる債務者に弁済資力があり執行も容易であることを証明した場合に主張できるものはどれか。

- ア．債務額を自由に半額にする権利。
- イ．主債務を他人へ贈与する権利。
- ウ．まず主たる債務者の財産に執行するよう求める検索の抗弁。
- エ．保証人自身の財産を先に執行するよう求める権利。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような権利ではない。

イ：無関係である。

ウ：民法453条は、保証人が主債務者の資力と執行容易性を証明した場合、債権者にまず主債務者財産への執行を求めることを認める。

エ：検索の抗弁は主債務者財産への先行執行を求める。

総合解説：民法453条は、保証人が主債務者の資力と執行容易性を証明した場合、債権者にまず主債務者財産への執行を求めることを認める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0068

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：応用

通常保証人であっても催告の抗弁を主張できない場合として、民法452条が定めるものはどれか。

- ア．債権者が会社である場合。
- イ．主たる債務者が法人である場合。
- ウ．保証人が契約書を保管している場合。
- エ．主たる債務者が破産手続開始の決定を受けた場合。

答え・解説

正答：エ

ア：債権者の属性だけで抗弁が失われない。

イ：法人であること自体は例外ではない。

ウ：関係ない。

エ：民法452条ただし書は、主債務者が破産手続開始決定を受けたとき又は行方不明のときは催告の抗弁を認めない。

総合解説：民法452条ただし書は、主債務者が破産手続開始決定を受けたとき又は行方不明のときは催告の抗弁を認めない。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0069

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

保証人が債権者から請求を受けたとき、主たる債務者が債権者に対して有する抗弁について適切なものはどれか。

- ア．保証人は、原則として主たる債務者が主張できる抗弁を債権者に対抗できる。
- イ．保証人は主債務者の抗弁を一切主張できない。
- ウ．抗弁を主張できるのは連帯保証人だけである。
- エ．抗弁があると保証契約は必ず自動的に無効になる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法457条2項は、保証人が主たる債務者の抗弁をもって債権者に対抗できるとする。

イ：民法457条に反する。

ウ：通常保証人にも認められる。

エ：抗弁による履行拒絶等の問題である。

総合解説：民法457条2項は、保証人が主たる債務者の抗弁をもって債権者に対抗できるとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0070

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：標準

個人根保証契約について、民法465条の2の原則として適切なものはどれか。

- ア．個人根保証では責任額は必ず無制限である。
- イ．保証人の責任の上限となる極度額を定めなければ効力を生じない。
- ウ．極度額は契約後に債権者だけが自由に決めればよい。
- エ．極度額を定めることは禁止されている。

答え・解説

正答：イ

ア：保証人保護のため上限を定める。

イ：個人根保証契約では極度額の定めが必要であり、保証人はその限度で責任を負う。

ウ：契約上の定めが必要である。

エ：むしろ極度額の定めが必要である。

総合解説：個人根保証契約では極度額の定めが必要であり、保証人はその限度で責任を負う。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0071

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：応用

事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする個人保証契約について、一定の例外を除く原則として必要なものはどれか。

- ア．事業用保証には本人意思確認の特別ルールは一切ない。
- イ．必ず口頭だけで保証意思を示すこと。
- ウ．契約締結日前1か月以内に作成された保証意思宣明公正証書。
- エ．保証契約後1年以内に公正証書を作れば足りる。

答え・解説

正答：ウ

ア：改正民法に特則がある。

イ：公正証書による意思確認が原則として必要である。

ウ：民法465条の6は、事業用貸金等債務の個人保証について、原則として事前の保証意思宣明公正証書を効力要件とする。

エ：契約締結前の所定期間内に作成する必要がある。

総合解説：民法465条の6は、事業用貸金等債務の個人保証について、原則として事前の保証意思宣明公正証書を効力要件とする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0072

5-3 人的担保 > 保証 | 難易度：応用

企業が取引先の債務について個人保証を求める際の実務として最も適切なものはどれか。

- ア．保証人の署名があれば他の法的要件は確認不要である。
- イ．保証契約は全て口頭で行う方が安全である。
- ウ．個人保証には上限や意思確認の制度は存在しない。
- エ．保証の種類、書面要件、極度額、公正証書の要否、情報提供義務などを確認して契約する。

答え・解説

正答：エ

ア：保証類型ごとに特則がある。

イ：書面要件に反する。

ウ：個人保証人保護のための規制がある。

エ：保証制度には通常保証・連帯保証、個人根保証、事業用貸金等保証などに特則があるため、保証人保護規定を踏まえた契約管理が必要である。

総合解説：保証制度には通常保証・連帯保証、個人根保証、事業用貸金等保証などに特則があるため、保証人保護規定を踏まえた契約管理が必要である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0073

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：基礎

連帯保証について最も適切な説明はどれか。

- ア．保証人が主たる債務者と連帯して保証債務を負う保証である。
- イ．主債務者が必ず二人いる保証。
- ウ．保証人が一切責任を負わない保証。
- エ．保証人が債権者と共同で主債務を免除する制度。

答え・解説

正答：ア

ア：連帯保証人は主債務者と連帯して責任を負い、通常保証人より強い責任を負う。

イ：主債務者の人数とは関係ない。

ウ：説明が逆である。

エ：連帯保証の説明ではない。

総合解説：連帯保証人は主債務者と連帯して責任を負い、通常保証人より強い責任を負う。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0074

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：基礎

連帯保証人について、民法454条上正しいものはどれか。

- ア．催告の抗弁がないと保証契約は無効になる。
- イ．催告の抗弁を有しない。
- ウ．必ず催告の抗弁を有する。
- エ．催告の抗弁は債権者だけが有する。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような効果はない。

イ：連帯保証人は、通常保証人に認められる催告の抗弁を有しない。

ウ：民法454条に反する。

エ：保証人側の抗弁である。

総合解説：連帯保証人は、通常保証人に認められる催告の抗弁を有しない。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0075

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：基礎

連帯保証人について、通常保証人との違いとして適切なものはどれか。

- ア．主債務者に資力があれば必ず検索の抗弁を行使できる。
- イ．検索の抗弁がないのは通常保証人だけである。
- ウ．検索の抗弁を有しない。
- エ．検索の抗弁の有無は保証の種類と無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：連帯保証人には検索の抗弁がない。

イ：逆である。

ウ：民法454条は、連帯保証人に催告の抗弁と検索の抗弁を認めない。

エ：重要な違いである。

総合解説：民法454条は、連帯保証人に催告の抗弁と検索の抗弁を認めない。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0076

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：標準

主たる債務者の支払期日が到来したが支払がない。債権者が連帯保証人へ直ちに全額請求することについて適切なものはどれか。

- ア．連帯保証人へは債務の半額しか請求できない。
- イ．連帯保証人には請求できない。
- ウ．必ず主債務者への強制執行を完了しなければ請求できない。
- エ．連帯保証人には催告・検索の抗弁がないため、原則として直接請求できる。

答え・解説

正答：エ

ア：保証範囲内で全額請求し得る。

イ：連帯保証の担保機能に反する。

ウ：検索の抗弁がない。

エ：連帯保証では債権者は主債務者への先行催告・執行を経ずに連帯保証人へ請求できる。

総合解説：連帯保証では債権者は主債務者への先行催告・執行を経ずに連帯保証人へ請求できる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0077

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：標準

通常保証と連帯保証を比較した説明として最も適切なものはどれか。

- ア．通常保証人には原則として催告・検索の抗弁があるが、連帯保証人にはない。
- イ．連帯保証では書面要件がなくなる。
- ウ．両者は名称だけが異なり責任内容は完全に同じである。
- エ．通常保証人の方が連帯保証人より常に重い責任を負う。

答え・解説

正答：ア

ア：民法452条・453条・454条により、両者の大きな違いは催告・検索の抗弁の有無にある。

イ：保証契約の方式要件は連帯保証にも及ぶ。

ウ：重要な相違がある。

エ：一般には連帯保証の責任が重い。

総合解説：民法452条・453条・454条により、両者の大きな違いは催告・検索の抗弁の有無にある。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0078

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：標準

連帯保証人について、主たる債務者が債権者に対して有する抗弁との関係で適切なものはどれか。

- ア．連帯保証人はどのような抗弁も一切主張できない。
- イ．催告・検索の抗弁はないが、主債務者自身が有する抗弁を保証人が主張できる場合がある。
- ウ．主債務者の債務が消滅しても連帯保証債務は必ず残る。
- エ．連帯保証人は債権者より強い権利を持つ。

答え・解説

正答：イ

ア：主債務者の抗弁を主張できる場合がある。

イ：連帯保証人にも保証の付従性に基づく主債務者の抗弁は認められ、催告・検索の抗弁がないことは別問題である。

ウ：付従性がある。

エ：そのような一般原則はない。

総合解説：連帯保証人にも保証の付従性に基づく主債務者の抗弁は認められ、催告・検索の抗弁がないことは別問題である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0079

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：応用

連帯保証と連帯債務の違いについて適切なものはどれか。

- ア．連帯債務には債務者が存在しない。
- イ．連帯保証には主たる債務が存在しない。
- ウ．連帯保証債務は主たる債務を担保する付従的な債務であるのに対し、連帯債務者はそれぞれが独立した主たる債務を負う。
- エ．両者は法律上完全に同じである。

答え・解説

正答：ウ

- ア：各連帯債務者が債務者である。
- イ：保証は主債務を前提とする。
- ウ：連帯保証人は保証人として主債務に従属するが、連帯債務者は各自が債務者本人である点で異なる。
- エ：法的性質が異なる。

総合解説：連帯保証人は保証人として主債務に従属するが、連帯債務者は各自が債務者本人である点で異なる。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0080

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：応用

個人が取引先企業の債務について連帯保証人になる場合、契約前に確認すべき事項として最も適切なものはどれか。

- ア．債権者が誰かも確認不要である。
- イ．連帯保証は名前だけ貸せば責任は生じないので確認不要である。
- ウ．主債務の金額は確認しなくてよい。
- エ．保証対象、保証上限、主債務の内容、返済能力、保証期間、直接請求リスクなど。

答え・解説

正答：エ

- ア：契約当事者・債務内容の確認が必要である。
- イ：実際に法的責任を負う。
- ウ：保証責任の範囲に直結する。
- エ：連帯保証人は催告・検索の抗弁がなく責任が重いため、保証範囲と主債務者の信用状況を十分確認することが重要である。

総合解説：連帯保証人は催告・検索の抗弁がなく責任が重いため、保証範囲と主債務者の信用状況を十分確認することが重要である。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0081

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：標準

主たる債務が有効な弁済により全部消滅した場合、連帯保証債務の原則的な扱いはどれか。

- ア．連帯保証債務も消滅する。
- イ．連帯保証だけは主債務消滅後も永久に残る。
- ウ．連帯保証額が自動的に二倍になる。
- エ．主債務の消滅は連帯保証に一切影響しない。

答え・解説

正答：ア

ア：連帯保証も保証債務であり、主債務への付従性を有する。

イ：保証の付従性に反する。

ウ：そのような効果はない。

エ：原則として影響する。

総合解説：連帯保証も保証債務であり、主債務への付従性を有する。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0082

5-3 人的担保 > 連帯保証 | 難易度：標準

連帯保証契約の成立について適切なものはどれか。

- ア．連帯保証は契約書に署名しても無効である。
- イ．通常の保証契約と同様、書面又は所定の電磁的記録によることが必要である。
- ウ．連帯保証は裁判所の判決によってしか成立しない。
- エ．連帯保証だけは口頭で必ず有効となる。

答え・解説

正答：イ

ア：適法な方式で成立する。

イ：連帯保証も保証契約であるため、民法446条の書面性が要求される。

ウ：契約により成立する。

エ：書面要件がある。

総合解説：連帯保証も保証契約であるため、民法446条の書面性が要求される。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0083

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：基礎

主たる債務者の委託を受けた保証人が、主債務を適法に弁済した場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．保証人が弁済すると主債務者は利益を受けても必ず無関係となる。
- イ．保証人は弁済後も主債務者へ一切請求できない。
- ウ．保証人は主たる債務者に対して求償権を有する。
- エ．保証人は債権者にしか求償できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：求償関係が生じる。

イ：求償権が認められる。

ウ：民法459条は、委託を受けた保証人が弁済等により主債務を消滅させた場合に主債務者への求償を認める。

エ：主債務者への求償が中心である。

総合解説：民法459条は、委託を受けた保証人が弁済等により主債務を消滅させた場合に主債務者への求償を認める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0084

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：標準

委託を受けた保証人が主債務の弁済期後に弁済した場合、求償範囲に含まれ得るものとして適切なものはどれか。

- ア．保証人の私生活上の支出全て。
- イ．保証人が自由に決めた慰謝料100倍。
- ウ．主債務と無関係な投資損失。
- エ．弁済額に加え、法定利息や避けることのできなかった費用・損害など。

答え・解説

正答：エ

ア：主債務の弁済に関係する範囲に限られる。

イ：そのような一律の権利はない。

ウ：求償範囲ではない。

エ：民法459条の2は、弁済期後の求償について法定利息や一定の費用・損害も含むことを定める。

総合解説：民法459条の2は、弁済期後の求償について法定利息や一定の費用・損害も含むことを定める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0085

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：標準

主たる債務者の委託を受けて保証した保証人が債権者に主債務の履行状況を請求した場合、債権者の原則的な義務はどれか。

- ア．遅滞なく、不履行の有無、残額、弁済期到来額等の情報を提供する。
- イ．保証人には主債務の残額を知る権利がない。
- ウ．情報提供は主債務者の会社名だけで足りる。
- エ．債権者は一切情報を提供してはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法458条の2は、委託を受けた保証人から請求があれば、債権者に主債務の履行状況に関する情報提供を義務付ける。

イ：請求に応じた情報提供が必要である。

ウ：不履行の有無や残額等が対象である。

エ：法律上の情報提供義務がある。

総合解説：民法458条の2は、委託を受けた保証人から請求があれば、債権者に主債務の履行状況に関する情報提供を義務付ける。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0086

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：応用

主たる債務者が期限の利益を喪失した場合、一定の個人保証人に対する債権者の対応として適切なものはどれか。

- ア．通知をすると保証契約が必ず無効になる。
- イ．法定の要件に従い、期限の利益喪失を知った時から一定期間内にその旨を通知する義務がある。
- ウ．期限の利益喪失は保証人へ一切知らせなくてよい。
- エ．保証人が法人の場合にだけ必ず適用される。

答え・解説

正答：イ

ア：通知義務と契約効力は別問題である。

イ：民法458条の3は、主債務者が期限の利益を喪失した場合について、一定の個人保証人への情報提供義務を定める。

ウ：個人保証人保護のため通知義務がある場合がある。

エ：個人保証人保護の規定である。

総合解説：民法458条の3は、主債務者が期限の利益を喪失した場合について、一定の個人保証人への情報提供義務を定める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0087

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：標準

事業のために負担する債務について個人に保証を委託する場合、主たる債務者が保証予定者へ提供すべき情報として適切なものはどれか。

- ア．会社の社内行事予定だけ。
- イ．保証人候補の趣味だけ。
- ウ．財産・収支状況、他の債務の有無・額・履行状況、他の担保の内容など。
- エ．取引先の広告文だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：保証判断に必要な財務情報ではない。

イ：無関係である。

ウ：民法465条の10は、事業用債務の個人保証を委託する際、主債務者に財産・収支、他債務、担保等の情報提供を求める。

エ：法定の情報提供事項ではない。

総合解説：民法465条の10は、事業用債務の個人保証を委託する際、主債務者に財産・収支、他債務、担保等の情報提供を求める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0088

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：標準

主たる債務者の委託を受けた保証人が、一定の場合に弁済前から主債務者へ求償できる制度は何か。

- ア．即時取得。
- イ．クーリング・オフ。
- ウ．相殺禁止。
- エ．事前の求償権。

答え・解説

正答：エ

ア：動産物権取得の制度である。

イ：消費者契約等の解除制度である。

ウ：求償制度ではない。

エ：民法460条は、主債務者が破産手続開始決定を受けた場合など一定の事情で、委託を受けた保証人に事前求償を認める。

総合解説：民法460条は、主債務者が破産手続開始決定を受けた場合など一定の事情で、委託を受けた保証人に事前求償を認める。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0089

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：標準

委託を受けた保証人が、主たる債務者に事前通知せず弁済した場合の民法上のリスクとして適切なものはどれか。

- ア．主たる債務者が債権者に対抗できた事由を、保証人に対して主張できる場合がある。
- イ．通知しないと主債務が自動的に倍になる。
- ウ．事前通知しないほど求償権が必ず増える。
- エ．通知の有無は求償と一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法463条は、委託を受けた保証人が事前通知せず弁済した場合、主債務者が債権者に対抗できた事由を保証人に対抗できるとする。

イ：そのような効果はない。

ウ：逆に求償が制限されるリスクがある。

エ：民法に特則がある。

総合解説：民法463条は、委託を受けた保証人が事前通知せず弁済した場合、主債務者が債権者に対抗できた事由を保証人に対抗できるとする。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0090

5-3 人的担保 > 保証実務・求償 | 難易度：標準

企業が取引先債権について保証を取得した後の管理として最も適切なものはどれか。

- ア．保証書を保管したら主債務の状況は一切確認しなくてよい。
- イ．主債務の残高・弁済期・保証範囲・極度額・保証期間・保証人への情報提供義務等を継続管理する。
- ウ．保証人がいれば主債務者の信用管理は不要である。
- エ．保証人への情報提供義務は法律上存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：保証責任は主債務と連動する。

イ：保証は取得時だけでなく、主債務残高や保証範囲、期限利益喪失、情報提供・求償関係などを継続的に管理する必要がある。

ウ：保証があっても回収リスク管理は必要である。

エ：一定の情報提供義務がある。

総合解説：保証は取得時だけでなく、主債務残高や保証範囲、期限利益喪失、情報提供・求償関係などを継続的に管理する必要がある。この論点では、債権の成立・履行・対抗要件・担保責任・決済実務を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0091

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：基礎

民法上の抵当権について最も適切な説明はどれか。

- ア．担保不動産の占有を設定者に残したまま、債権者がその不動産の価額から優先弁済を受ける権利である。
- イ．債務者の全財産を当然に債権者所有とする権利である。
- ウ．債権者が債務を免除する制度である。
- エ．担保物を必ず債権者へ引き渡す担保権である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法369条は、債務者又は第三者が占有を移転しないで担保に供した不動産について、抵当権者が他の債権者に先立って弁済を受ける権利を認める。
イ：抵当権は目的不動産から優先弁済を受ける担保物権である。
ウ：担保権であって債務免除ではない。
エ：占有を移転しない点が抵当権の特徴である。
総合解説：民法369条は、債務者又は第三者が占有を移転しないで担保に供した不動産について、抵当権者が他の債権者に先立って弁済を受ける権利を認める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0092

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：基礎

民法上、抵当権の目的とすることができるものとして適切なものはどれか。

- ア．著作者人格権。
- イ．不動産のほか、地上権や永小作権。
- ウ．すべての債権だけ。
- エ．他人の身体。

答え・解説

正答：イ

ア：一身専属的権利であり抵当権の目的ではない。
イ：民法369条2項は、地上権及び永小作権も抵当権の目的とできると定める。
ウ：民法369条の抵当権の目的物の説明ではない。
エ：担保権の目的にはできない。
総合解説：民法369条2項は、地上権及び永小作権も抵当権の目的とできると定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0093

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：標準

A社が自社工場に抵当権を設定して銀行から融資を受けた。抵当権設定後の工場の使用について原則として適切なものはどれか。

- ア．工場は必ず銀行へ引き渡さなければならない。
- イ．抵当権設定と同時に銀行が工場の所有者になる。
- ウ．A社は占有を銀行へ移さず、工場を引き続き使用できる。
- エ．抵当権設定後は工場を一切利用できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：抵当権は占有移転を必要としない。

イ：所有権は当然には移転しない。

ウ：抵当権は占有移転を要しないため、設定者は通常、抵当不動産を使用・収益しながら資金調達できる。

。

エ：通常の使用・収益は可能である。

総合解説：抵当権は占有移転を要しないため、設定者は通常、抵当不動産を使用・収益しながら資金調達できる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0094

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：標準

A所有の土地にA所有の建物がある。土地だけに抵当権を設定した場合、その抵当権の効力について民法370条の原則として適切なものはどれか。

- ア．土地抵当権は土地にも効力を及ぼさない。
- イ．建物の所有者が同じなら建物の所有権も銀行へ移る。
- ウ．土地抵当権は必ず地上建物にも自動的に及ぶ。
- エ．土地上の建物には当然には及ばない。

答え・解説

正答：エ

ア：目的土地には効力が及ぶ。

イ：抵当権設定による所有権移転ではない。

ウ：民法370条は地上建物を除外する。

エ：民法370条は、抵当権の効力が抵当不動産に付加して一体となった物に及ぶ一方、抵当地上の建物を除外している。

総合解説：民法370条は、抵当権の効力が抵当不動産に付加して一体となった物に及ぶ一方、抵当地上の建物を除外している。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0095

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：標準

抵当権の被担保債権について債務不履行が生じた後の抵当不動産の賃料などの果実について、民法371条の原則として適切なものはどれか。

- ア．抵当権の効力が及ぶ。
- イ．賃料は不動産と無関係なので担保回収に利用できない。
- ウ．不履行後も果実には絶対に抵当権の効力が及ばない。
- エ．抵当権設定前の全ての果実が自動的に抵当権者所有となる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法371条は、被担保債権について不履行があった後に生じた抵当不動産の果実に抵当権の効力が及ぶとする。

イ：一定の場合に物上代位等の対象となり得る。

ウ：民法371条に反する。

エ：そのような規定ではない。

総合解説：民法371条は、被担保債権について不履行があった後に生じた抵当不動産の果実に抵当権の効力が及ぶとする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0096

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：基礎

同じ不動産に複数の抵当権が設定された場合、その順位を決める民法373条の原則はどれか。

- ア．債権額の大きい順。
- イ．抵当権設定登記の前後。
- ウ．債権者の会社規模の大きい順。
- エ．契約書のページ数の多い順。

答え・解説

正答：イ

ア：順位は原則として登記の前後で決まる。

イ：民法373条は、同一不動産上の数個の抵当権の順位を登記の前後によって定める。

ウ：会社規模は基準ではない。

エ：無関係である。

総合解説：民法373条は、同一不動産上の数個の抵当権の順位を登記の前後によって定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0097

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：応用

抵当建物が火災で滅失し、所有者が火災保険金請求権を取得した。抵当権者がその保険金から優先弁済を受けようとする場合の考え方として適切なものはどれか。

- ア．保険金支払後でも何年たっても自由に物上代位できる。
- イ．物上代位とは抵当不動産を債権者名義へ自動移転する制度である。
- ウ．物上代位により保険金請求権へ抵当権を行使できる場合があるが、払渡し前の差押えが必要となる。
- エ．建物が滅失すれば抵当権者は保険金に一切関与できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として払渡し前の差押えが必要である。

イ：代替価値への担保効力の移行である。

ウ：民法372条が準用する304条により、抵当権は代替的な金銭等にも物上代位できるが、払渡し又は引渡し前の差押えが必要である。

エ：物上代位が認められる場合がある。

総合解説：民法372条が準用する304条により、抵当権は代替的な金銭等にも物上代位できるが、払渡し又は引渡し前の差押えが必要である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0098

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：標準

抵当権の被担保債権が弁済されない場合、抵当権者が債権回収のために取り得る典型的な方法はどれか。

- ア．裁判手続なしに第三者へ強制的に売却する。
- イ．抵当不動産を無断で自分名義に書き換える。
- ウ．債務者の全財産を自由に持ち去る。
- エ．担保不動産競売を申し立て、売却代金から優先弁済を受ける。

答え・解説

正答：エ

ア：民事執行法上の手続による。

イ：適法な担保権実行手続が必要である。

ウ：抵当権の効力範囲を超える。

エ：抵当権者は、民事執行手続で担保不動産競売を申し立て、配当によって債権回収を図ることができる。

総合解説：抵当権者は、民事執行手続で担保不動産競売を申し立て、配当によって債権回収を図ることができる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0099

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：標準

抵当権が担保する債権が全部弁済により消滅した場合の抵当権について、原則として適切なものはどれか。

- ア．被担保債権に付従するため、抵当権も実体法上消滅する。
- イ．被担保債権がなくても抵当権だけ永久に残る。
- ウ．被担保債権が消滅すると抵当権額が倍になる。
- エ．抵当権と被担保債権は全く無関係である。

答え・解説

正答：ア

- ア：抵当権は被担保債権を担保する権利であり、被担保債権が消滅すれば原則として抵当権も消滅する。
- イ：担保物権の付従性に反する。
- ウ：そのような効果はない。
- エ：抵当権は債権を担保する。

総合解説：抵当権は被担保債権を担保する権利であり、被担保債権が消滅すれば原則として抵当権も消滅する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0100

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：標準

A社の借入債務を担保するため、A社の代表者Bが自己所有不動産に抵当権を設定した。Bの立場として最も適切なものはどれか。

- ア．第三者は他人の債務のために抵当権を設定できない。
- イ．自ら主債務を負担せず自己の財産で他人の債務を担保する物上保証人となり得る。
- ウ．Bは必ず連帯保証人にもなる。
- エ．Bは抵当権設定だけで当然にA社の主債務者になる。

答え・解説

正答：イ

- ア：民法369条は第三者による設定も予定する。
- イ：抵当権は債務者だけでなく第三者も自己の不動産に設定でき、第三者設定者は物上保証人と呼ばれる。
- ウ：抵当権設定だけで人的保証契約が成立するわけではない。
- エ：物上保証と債務引受は別である。

総合解説：抵当権は債務者だけでなく第三者も自己の不動産に設定でき、第三者設定者は物上保証人と呼ばれる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0101

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：応用

企業が取引先所有の土地に新たな抵当権を設定して債権を保全しようとする場合、事前に不動産登記記録を確認する主な理由はどれか。

- ア．不動産の担保価値は先順位担保と無関係だから。
- イ．登記を確認すると先順位抵当権が自動的に消えるから。
- ウ．既存の抵当権などの順位・負担状況を確認し、担保価値と回収可能性を評価するため。
- エ．登記記録に抵当権は記録されないから。

答え・解説

正答：ウ

- ア：先順位債権額等は回収見込みに影響する。
- イ：確認だけで他の担保権は消滅しない。
- ウ：同一不動産上の抵当権順位は登記の前後によるため、先順位担保や所有者等の確認は担保評価に不可欠である。
- エ：抵当権は登記記録で確認できる。
- 総合解説：同一不動産上の抵当権順位は登記の前後によるため、先順位担保や所有者等の確認は担保評価に不可欠である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0102

5-4 物的担保 > 抵当権 | 難易度：応用

一般的な抵当権と動産質権を比較した説明として最も適切なものはどれか。

- ア．どちらも必ず設定者が目的物を占有し続ける。
- イ．どちらも必ず債権者へ不動産を引き渡す。
- ウ．抵当権と質権には法的な違いがない。
- エ．抵当権は原則として目的不動産の占有移転を要しないが、動産質権は目的物の引渡しにより設定される。

答え・解説

正答：エ

- ア：動産質権には引渡しが必要である。
- イ：抵当権は占有移転を要しない。
- ウ：設定方法や対象・効力に違いがある。
- エ：抵当権は非占有型担保、動産質権は占有移転型担保という点が重要な相違である。
- 総合解説：抵当権は非占有型担保、動産質権は占有移転型担保という点が重要な相違である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0103

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：基礎

A社はB社への貸付金を担保するため、B社所有の高価な機械の引渡しを受けて占有している。B社が返済しない場合にA社が有する担保権として最も適切なものはどれか。

- ア．動産質権。
- イ．抵当権。
- ウ．保証。
- エ．相殺。

答え・解説

正答：ア

ア：動産質権は、債権者が担保として目的動産の引渡しを受けて占有し、その価値から優先弁済を受ける担保物権である。

イ：抵当権は原則として目的不動産の占有を設定者に残したまま設定する担保物権であり、この事例とは異なる。

ウ：保証は第三者が主債務を履行する人的担保であり、機械の引渡しを受ける物的担保ではない。

エ：相殺は互いの債権債務を対当額で消滅させる制度であり、この機械を担保とする権利ではない。

総合解説：民法342条・344条により、動産質権は担保目的物の引渡しを受けて占有し、その価値から優先弁済を受ける担保物権である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0104

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：基礎

民法344条による質権設定の要件として適切なものはどれか。

- ア．債務者が目的物を保管したまま何もしなくても設定できる。
- イ．目的物を債権者に引き渡すこと。
- ウ．登記だけで必ず設定できる。
- エ．口頭で質権と呼ぶだけで設定できる。

答え・解説

正答：イ

ア：質権の成立に引渡しが必要である。

イ：質権の設定は、債権者に目的物を引き渡すことによって効力を生ずる。

ウ：動産質権の基本的設定には引渡しが必要である。

エ：目的物の引渡しが必要である。

総合解説：質権の設定は、債権者に目的物を引き渡すことによって効力を生ずる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0105

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：標準

動産質権の設定後、質権設定者自身にその物を質権者の代理人として占有させることについて適切なものはどれか。

- ア．いつでも自由に認められる。
- イ．抵当権設定の場合だけ禁止される。
- ウ．認められない。
- エ．設定者が法人なら必ず認められる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：質権の占有担保性に反する。
- イ：民法345条は質権について定める。
- ウ：民法345条は、質権者が質権設定者を代理占有者であることを認めていない。
- エ：法人かどうかで変わらない。

総合解説：民法345条は、質権者が質権設定者を代理占有者であることを認めていない。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0106

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：基礎

質権が担保する範囲について、別段の定めがない場合の民法346条の原則として適切なものはどれか。

- ア．質権者の私生活上の費用まで全て担保する。
- イ．設定者の全債務を当然に無制限で担保する。
- ウ．元本だけで利息等は絶対に担保しない。
- エ．元本のほか、利息、違約金、質権実行費用、保存費用、債務不履行・隠れた瑕疵による損害賠償などを担保する。

答え・解説

正答：エ

- ア：被担保債権に関連する範囲である。
- イ：設定内容や法定範囲による。
- ウ：民法346条に反する。
- エ：民法346条は、質権の被担保債権の範囲を広く定めている。

総合解説：民法346条は、質権の被担保債権の範囲を広く定めている。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0107

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：標準

質権者が預かった機械を、設定者の承諾なく自社業務に使用しようとしている。保存のため必要な使用でもない。この場合の原則として適切なものはどれか。

- ア．質権者は無断で質物を使用・賃貸・再質入れすることはできない。
- イ．質権者には質物の保管義務がない。
- ウ．質権者は所有者になるので自由に使える。
- エ．質物は必ず第三者へ賃貸しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：質権には留置権の保管規定が準用され、設定者の承諾なく保存に必要な範囲を超えて使用等を行うことはできない。

イ：善管注意義務等が問題となる。

ウ：質権設定で所有権は移転しない。

エ：そのような義務はない。

総合解説：質権には留置権の保管規定が準用され、設定者の承諾なく保存に必要な範囲を超えて使用等を行うことはできない。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0108

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：応用

債務の弁済期前に「債務を履行しなければ質物の所有権は当然に質権者へ移る」とあらかじめ約束することについて、民法349条の原則として適切なものはどれか。

- ア．質権では必ずこの約束をしなければならない。
- イ．原則として認められない。
- ウ．金額に関係なく必ず有効である。
- エ．流質契約は抵当権だけに關する制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：流質契約は原則禁止である。

イ：民法349条は、質権設定契約又は債務弁済期前の契約で、質権者に弁済として質物所有権を取得させる等の約定を禁止する。

ウ：民法349条の規制がある。

エ：質権についての規定である。

総合解説：民法349条は、質権設定契約又は債務弁済期前の契約で、質権者に弁済として質物所有権を取得させる等の約定を禁止する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0109

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：応用

動産質権を第三者に対抗するために、民法352条上必要なことはどれか。

- ア．会社の帳簿に記録するだけで足りる。
- イ．新聞広告を出せば占有は不要になる。
- ウ．質権者が質物を継続して占有すること。
- エ．質物の占有を設定者へ戻しても必ず第三者に対抗できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定の対抗要件ではない。

イ：そのような制度ではない。

ウ：民法352条は、動産質権について質権者が継続して質物を占有しなければ第三者に対抗できないとする。

エ：継続占有が必要である。

総合解説：民法352条は、動産質権について質権者が継続して質物を占有しなければ第三者に対抗できないとする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0110

5-4 物的担保 > 質権 | 難易度：標準

企業が高価な機械を担保に資金調達する際、機械を債権者へ引き渡して担保とする方式を採用した。この方式に最も近い物的担保はどれか。

- ア．相殺。
- イ．土地抵当権。
- ウ．保証。
- エ．動産質権。

答え・解説

正答：エ

ア：債権消滅の制度であり担保物権ではない。

イ：抵当権は原則として占有移転を伴わない。

ウ：人的担保である。

エ：動産質権は、目的動産を質権者へ引き渡して占有させることで設定される。

総合解説：動産質権は、目的動産を質権者へ引き渡して占有させることで設定される。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0111

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：基礎

民法295条の留置権について最も適切な説明はどれか。

- ア．他人の物を占有する者が、その物に関して生じた弁済期到来済みの債権を有する場合、弁済までその物を留置できる。
- イ．契約書に留置権と書かなければ絶対に成立しない。
- ウ．債権がまだ弁済期前でも常に留置できる。
- エ．自己所有物に対してだけ成立する。

答え・解説

正答：ア

ア：留置権は、他人の物の占有、その物に関して生じた債権、弁済期到来等を要件として成立する法定担保物権である。

イ：留置権は法律上一定要件で成立する。

ウ：弁済期到来が必要である。

エ：他人の物を占有していることが前提である。

総合解説：留置権は、他人の物の占有、その物に関して生じた債権、弁済期到来等を要件として成立する法定担保物権である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0112

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：標準

他人の物の占有が不法行為によって始まった場合、その物について留置権を主張できるか。

- ア．占有開始の適法性は一切関係しない。
- イ．原則としてできない。
- ウ．不法占有でも債権がなくても留置できる。
- エ．不法に奪った物ほど強い留置権が成立する。

答え・解説

正答：イ

ア：法律上明確な例外がある。

イ：民法295条2項は、占有が不法行為によって始まった場合には留置権を認めない。

ウ：留置権の要件を満たさない。

エ：不法占有から始まった場合は除外される。

総合解説：民法295条2項は、占有が不法行為によって始まった場合には留置権を認めない。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0113

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：標準

留置権者が被担保債権の一部だけ弁済を受けた場合、留置物についての原則として適切なものはどれか。

- ア．留置権は債権額とは無関係に永久に続く。
- イ．一部弁済を受けた瞬間に留置権全部が消滅する。
- ウ．債権全部の弁済を受けるまで、留置物全部について留置権を行使できる。
- エ．留置物を必ず半分返さなければならない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：全部弁済等で消滅する。
- イ：不可分性に反する。
- ウ：民法296条は留置権の不可分性を定める。
- エ：法定の比例返還ルールはない。

総合解説：民法296条は留置権の不可分性を定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0114

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：基礎

留置権を行使して目的物を留置し続けている場合、被担保債権の消滅時効について適切なものはどれか。

- ア．留置している限り時効は永久に進まない。
- イ．留置権を行使すると債権は自動的に消滅する。
- ウ．消滅時効は留置権者だけに適用されない。
- エ．留置権の行使だけでは、被担保債権の消滅時効の進行を妨げない。

答え・解説

正答：エ

- ア：民法300条に反する。
- イ：そのような効果はない。
- ウ：通常どおり時効管理が必要である。
- エ：民法300条は、留置権の行使が債権の消滅時効の進行を妨げないとする。

総合解説：民法300条は、留置権の行使が債権の消滅時効の進行を妨げないとする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0115

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：標準

留置権者が留置物の占有を失った場合の民法302条の原則として適切なものはどれか。

- ア．留置権は消滅する。
- イ．留置権は占有と一切関係しない。
- ウ．占有喪失で被担保債権自体も必ず消滅する。
- エ．占有を失うほど留置権が強くなる。

答え・解説

正答：ア

ア：留置権は占有を基礎とする担保物権であるため、原則として占有喪失によって消滅する。

イ：占有継続が重要である。

ウ：債権と留置権は区別される。

エ：説明が逆である。

総合解説：留置権は占有を基礎とする担保物権であるため、原則として占有喪失によって消滅する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0116

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：基礎

民法上の先取特権について最も適切な説明はどれか。

- ア．債務者の財産を直ちに所有する権利である。
- イ．法律の定めにより、一定の債権者が債務者の財産から他の債権者に先立って弁済を受ける権利である。
- ウ．当事者が契約で名称を付ければどの債権にも自由に成立する。
- エ．先取特権は必ず占有移転によってだけ成立する。

答え・解説

正答：イ

ア：優先弁済権である。

イ：民法303条は、先取特権者が法律その他の法律の規定に従い、債務者の財産から優先弁済を受ける権利を有するとする。

ウ：先取特権は法定担保物権である。

エ：質権とは異なる。

総合解説：民法303条は、先取特権者が法律その他の法律の規定に従い、債務者の財産から優先弁済を受ける権利を有するとする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0117

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：基礎

民法306条の一般の先取特権に含まれるものはどれか。

ア．売買代金、貸金、保証料、広告料だけ。

イ．特許料、商標料、登記料だけ。

ウ．共益の費用、雇用関係、葬式の費用、日用品の供給。

エ．すべての商取引債権。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法306条の列举とは異なる。

イ：一般先取特権の列举ではない。

ウ：民法306条は、これら4種類の債権について債務者の総財産上に一般先取特権を認める。

エ：一般先取特権は法定の特定債権に限られる。

総合解説：民法306条は、これら4種類の債権について債務者の総財産上に一般先取特権を認める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0118

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：標準

A社がB社に機械を売却したが代金未払いで、機械はまだB社が所有・占有している。売主A社に成立し得る担保権として最も適切なものはどれか。

ア．保証。

イ．留置権が必ず成立する。

ウ．土地抵当権。

エ．動産売買の先取特権。

答え・解説

正答：エ

ア：人的担保であり、当然には成立しない。

イ：売主が機械を占有していないため留置権の前提を欠く。

ウ：目的物は動産であり抵当権とは異なる。

エ：民法311条・321条により、動産の売主は未払代価等についてその動産上に先取特権を有することがある。

総合解説：民法311条・321条により、動産の売主は未払代価等についてその動産上に先取特権を有することがある。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0119

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：応用

先取特権の目的である動産を債務者が第三取得者へ引き渡した後、その動産について先取特権を行使することについて民法333条の原則はどれか。

- ア．その動産自体については先取特権を行使できない。
- イ．第三取得者へ渡ると先取特権が抵当権に変わる。
- ウ．第三取得者へ渡った後も無条件でいつでも行使できる。
- エ．第三取得者への引渡しで被担保債権も必ず消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法333条は、目的動産が第三取得者へ引き渡された後は、その動産について先取特権を行使できないとする。

イ：そのような制度ではない。

ウ：民法333条に反する。

エ：債権自体が当然に消滅するわけではない。

総合解説：民法333条は、目的動産が第三取得者へ引き渡された後は、その動産について先取特権を行使できないとする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0120

5-4 物的担保 > 留置権・先取特権 | 難易度：応用

留置権と先取特権を比較した説明として最も適切なものはどれか。

- ア．両者は契約で自由に作る約定担保物権である。
- イ．留置権は目的物の占有を維持して返還を拒む担保機能を持ち、先取特権は法律上一定の債権について優先弁済を受ける担保権である。
- ウ．留置権には占有が不要で、先取特権には必ず占有が必要である。
- エ．両者は名称だけが異なり法的効果は完全に同じである。

答え・解説

正答：イ

ア：いずれも法定担保物権である。

イ：いずれも法定担保物権だが、留置権は占有・留置機能、先取特権は優先弁済機能を中心とする。

ウ：説明が逆方向で不正確である。

エ：成立要件・効力が異なる。

総合解説：いずれも法定担保物権だが、留置権は占有・留置機能、先取特権は優先弁済機能を中心とする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0121

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：基礎

債権者が債務者に対して適法な催告をした場合、民法150条上の原則として適切なものはどれか。

- ア．催告をすると債権額が自動的に増える。
- イ．催告は消滅時効に一切影響しない。
- ウ．催告の時から6か月を経過するまで、時効は完成しない。
- エ．催告をすると時効が永久に停止する。

答え・解説

正答：ウ

ア：そのような効果はない。

イ：6か月の完成猶予効がある。

ウ：民法150条1項は、催告があったとき、その時から6か月を経過するまで時効が完成しないと定める。

。

エ：完成猶予は原則6か月である。

総合解説：民法150条1項は、催告があったとき、その時から6か月を経過するまで時効が完成しないと定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0122

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：標準

催告によって時効完成が猶予されている6か月の間に、債権者が再び同じ債権について催告した。この再度の催告の効果として適切なものはどれか。

- ア．再催告をすると債権が自動的に判決で確定する。
- イ．催告を繰り返せば半永久的に時効完成を防げる。
- ウ．再催告をすると最初の催告も無効になる。
- エ．再度の催告には、さらに6か月の完成猶予を重ねる効力はない。

答え・解説

正答：エ

ア：裁判上の請求とは異なる。

イ：再催告で完成猶予を重ねることはできない。

ウ：そのような効果はない。

エ：民法150条2項は、催告による完成猶予中の再度の催告について、新たな完成猶予の効力を認めない。

。

総合解説：民法150条2項は、催告による完成猶予中の再度の催告について、新たな完成猶予の効力を認めない。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0123

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：基礎

売掛金の回収管理で、支払期日が近づいた段階に行う対応として最も適切なものはどれか。

- ア．請求書・契約内容・入金予定を確認し、期日前後のフォロー手順を明確にする。
- イ．支払期日は記録せず担当者の記憶だけに任せる。
- ウ．入金確認は数年後にまとめて行う。
- エ．契約条件を確認せず一律に同じ催告をする。

答え・解説

正答：ア

ア：回収実務では、支払期日を基準に請求内容、入金予定、担当者、担保・保証、時効等を継続管理することが重要である。
イ：回収漏れのリスクが高い。
ウ：早期把握が重要である。
エ：契約内容に応じた対応が必要である。
総合解説：回収実務では、支払期日を基準に請求内容、入金予定、担当者、担保・保証、時効等を継続管理することが重要である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0124

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：標準

支払期日を過ぎても入金がない取引先に対する初動として最も適切なものはどれか。

- ア．入金がなくても何も記録せず放置する。
- イ．入金漏れや請求内容の認識違いを確認した上で、支払予定日と未払理由を具体的に確認する。
- ウ．支払期日後は契約内容を確認する必要がある。
- エ．事情を確認せず直ちに全取引先へ倒産情報として公表する。

答え・解説

正答：イ

ア：期限・交渉経過の記録が重要である。
イ：回収初期では、単純な事務ミスが信用悪化かを見極めるため、事実確認と支払予定の具体化が重要である。
ウ：履行義務・遅延損害金等の確認が必要である。
エ：事実確認前の公表は不適切である。
総合解説：回収初期では、単純な事務ミスが信用悪化かを見極めるため、事実確認と支払予定の具体化が重要である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0125

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：標準

債務者と支払猶予や分割払いを交渉する際の企業実務として最も適切なものはどれか。

ア．残債務額を確認しない。

イ．口頭で曖昧に合意し、記録を一切残さない。

ウ．合意した支払額・期日・残額・期限利益喪失等をできる限り書面化し、交渉経過も記録する。

エ．支払日を定めず『そのうち払う』だけで終了する。

答え・解説

正答：ウ

ア：回収計画と債務承認の内容把握に必要である。

イ：後日の証明が困難になる。

ウ：回収交渉では、後の認識相違や時効管理を防ぐため、支払条件・債務承認等を明確に記録することが重要である。

エ：具体的な履行条件の明確化が重要である。

総合解説：回収交渉では、後の認識相違や時効管理を防ぐため、支払条件・債務承認等を明確に記録することが重要である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0126

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：応用

支払遅延債権について分割払いを認める際、債権者側の管理として合理的なものはどれか。

ア．分割回数だけ決め、各支払期日は定めない。

イ．一度分割を認めたら残額請求は法律上一切できない。

ウ．期限利益喪失条項を入れると債権が必ず無効になる。

エ．分割期日を明確にし、一定の不履行時に残額を請求できる期限利益喪失条項を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：履行管理が困難になる。

イ：契約条件等に応じて残額請求が問題となる。

ウ：そのような一般原則はない。

エ：分割合意では各回の支払期日と、不履行時の残額請求条件を明確にすることで回収管理をしやすい。

総合解説：分割合意では各回の支払期日と、不履行時の残額請求条件を明確にすることで回収管理をしやすい。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0127

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：基礎

時効完成が近い債権について、当事者が権利に関する協議を行う旨を書面で合意した場合の民法151条上の効果として適切なものはどれか。

- ア．一定期間、時効の完成が猶予される。
- イ．口頭の雑談だけで必ず5年間猶予される。
- ウ．協議合意は時効と一切関係しない。
- エ．協議合意をすると債権は直ちに消滅する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法151条は、権利について協議を行う旨を書面又は一定の電磁的記録で合意した場合、法定期間内は時効完成を猶予する。

イ：書面等による合意が必要で、期間にも上限がある。

ウ：民法151条に特則がある。

エ：完成猶予の制度である。

総合解説：民法151条は、権利について協議を行う旨を書面又は一定の電磁的記録で合意した場合、法定期間内は時効完成を猶予する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0128

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：応用

時効完成前に書面で協議を行う旨の合意をした後、一方当事者が相手方へ協議続行を拒絶する旨を書面で通知した。民法151条上、時効完成猶予の終期の一つとなる基準はどれか。

- ア．拒絶通知は時効に全く影響しない。
- イ．拒絶通知の時から6か月を経過した時。
- ウ．通知した瞬間に必ず時効完成する。
- エ．通知後10年間は必ず完成しない。

答え・解説

正答：イ

ア：法定の終期基準となる。

イ：民法151条1項3号は、協議続行拒絶の書面通知がされた場合、その通知時から6か月経過時を完成猶予の終期候補とする。

ウ：6か月の猶予が設けられる。

エ：そのような期間ではない。

総合解説：民法151条1項3号は、協議続行拒絶の書面通知がされた場合、その通知時から6か月経過時を完成猶予の終期候補とする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0129

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：応用

取引先が支払約束を何度も破り、財産処分の兆候もある。債権者の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．約束違反が続いても法的手続は絶対に検討しない。
- イ．債権額や証拠を確認せず直ちに自力で財産を持ち去る。
- ウ．交渉継続だけに固執せず、時効・資産状況を確認し、支払督促・訴訟・仮差押え等の法的手続を検討する。
- エ．時効完成まで何もせず待つ。

答え・解説

正答：ウ

ア：回収不能リスクが高まる。

イ：自力救済は許されない。

ウ：回収可能性が低下している場合は、任意交渉と法的回収・保全を切り替えるタイミングの判断が重要である。

エ：回収権を失うリスクがある。

総合解説：回収可能性が低下している場合は、任意交渉と法的回収・保全を切り替えるタイミングの判断が重要である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0130

5-5 回収・時効 > 催告・期限管理・回収交渉 | 難易度：基礎

支払督促の特徴として最も適切なものはどれか。

- ア．必ず最初から証人尋問を行う手続である。
- イ．債務者が異議を述べても通常訴訟へ移行しない。
- ウ．不動産所有権の移転登記だけを求める手続である。
- エ．金銭等の支払請求について、原則として書類審査で簡易迅速に債務名義の取得を目指す手続である。

答え・解説

正答：エ

ア：原則として書類審査で進む。

イ：異議申立てがあれば通常訴訟へ移行する。

ウ：金銭等の給付請求が中心である。

エ：裁判所の支払督促手続は、債権者の申立てに基づき、金銭等の給付請求について簡易迅速な解決を図る制度である。

総合解説：裁判所の支払督促手続は、債権者の申立てに基づき、金銭等の給付請求について簡易迅速な解決を図る制度である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0131

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：基礎

一般の債権の消滅時効について、民法166条1項の原則として正しいものはどれか。

- ア．権利を行使できることを知った時から5年、又は権利を行使できる時から10年。
- イ．債権には時効がない。
- ウ．すべての債権は一律1年。
- エ．すべての債権は一律20年。

答え・解説

正答：ア

ア：民法166条1項は、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年のいずれか早い完成を定める。
イ：消滅時効制度がある。
ウ：現行民法の一般原則ではない。
エ：一般債権は5年・10年の基準である。
総合解説：民法166条1項は、主観的起算点から5年、客観的起算点から10年のいずれか早い完成を定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0132

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：基礎

消滅時効が完成した場合、裁判所が時効を理由に判断するための原則的な条件はどれか。

- ア．裁判所が必ず職権で時効を適用する。
- イ．時効によって利益を受ける当事者等が援用すること。
- ウ．債権者だけが援用できる。
- エ．時効完成後は援用が禁止される。

答え・解説

正答：イ

ア：援用が必要である。
イ：民法145条は、当事者等が時効を援用しなければ裁判所はこれによって裁判できないとする。
ウ：債務者や保証人等の正当な利益を有する者も含まれ得る。
エ：援用制度がある。
総合解説：民法145条は、当事者等が時効を援用しなければ裁判所はこれによって裁判できないとする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0133

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：標準

契約締結時に債務者が「将来この債権について消滅時効を一切援用しない」とあらかじめ約束することについて、民法146条の原則として適切なものはどれか。

- ア．時効完成前でも債権者が一方的に放棄させられる。
- イ．事前放棄すると債権が直ちに消滅する。
- ウ．時効の利益はあらかじめ放棄することができない。
- エ．事前放棄は必ず有効である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：事前放棄はできない。
- イ：そのような効果はない。
- ウ：民法146条は、時効の利益の事前放棄を禁止する。
- エ：民法146条に反する。

総合解説：民法146条は、時効の利益の事前放棄を禁止する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0134

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：標準

債務者が時効完成前に債務の一部を支払い、残額が存在も認めた。この行為の時効への影響として適切なものはどれか。

- ア．承認すると時効期間が必ず1日に短縮される。
- イ．一部支払をすると必ず残債務が免除される。
- ウ．承認は時効と一切関係しない。
- エ．権利の承認として時効が更新されることがある。

答え・解説

正答：エ

- ア：そのような規定はない。
 - イ：そのような効果はない。
 - ウ：時効更新事由である。
 - エ：民法152条は、権利の承認があったとき、その時から新たに時効が進行すると定める。
- 総合解説：民法152条は、権利の承認があったとき、その時から新たに時効が進行すると定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0135

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：標準

債権者が訴訟を提起し、確定判決によって権利が確定した場合の時効について適切なものはどれか。

- ア．裁判手続中は完成が猶予され、権利確定後は新たに時効が進行する。
- イ．訴訟提起すると時効は必ず完成する。
- ウ．確定判決後は時効が一切存在しない。
- エ．訴訟提起は時効と無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法147条は、裁判上の請求等による完成猶予と、確定判決等による時効更新を定める。

イ：説明が逆である。

ウ：確定後も新たな時効が進行する。

エ：完成猶予・更新の効果がある。

総合解説：民法147条は、裁判上の請求等による完成猶予と、確定判決等による時効更新を定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0136

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：標準

確定判決等によって確定した権利について、もともとの時効期間が10年より短い場合の民法169条の原則はどれか。

- ア．判決確定後は時効が永久になる。
- イ．時効期間は10年となる。
- ウ．判決確定により債権が自動的に消滅する。
- エ．判決確定後は必ず1年になる。

答え・解説

正答：イ

ア：10年の時効が問題となる。

イ：民法169条は、確定判決又はこれと同一の効力を有するものによって確定した権利について、10年より短い時効期間を10年とする。

ウ：権利が確定する。

エ：民法169条と異なる。

総合解説：民法169条は、確定判決又はこれと同一の効力を有するものによって確定した権利について、10年より短い時効期間を10年とする。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0137

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：標準

債権者が仮差押えを行った場合の時効への影響として、民法149条の原則として適切なものはどれか。

- ア．仮差押え終了と同時に必ず時効完成する。
- イ．仮差押えをすると必ず時効が更新される。
- ウ．仮差押えが終了した時から6か月を経過するまで時効は完成しない。
- エ．仮差押えは時効に一切影響しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：終了後6か月の猶予がある。

イ：仮差押えは完成猶予であり、更新とは区別される。

ウ：民法149条は、仮差押え・仮処分がある場合、その事由終了後6か月まで時効完成を猶予する。

エ：完成猶予効がある。

総合解説：民法149条は、仮差押え・仮処分がある場合、その事由終了後6か月まで時効完成を猶予する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0138

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：応用

有効な強制執行が行われ、取下げ等によらず手続が終了した場合の時効への影響として適切なものはどれか。

- ア．強制執行をすると時効期間が必ず半分になる。
- イ．強制執行は時効と無関係である。
- ウ．申立てを取り下げても必ず更新する。
- エ．手続中は時効完成が猶予され、終了時から新たに時効が進行する。

答え・解説

正答：エ

ア：そのような規定はない。

イ：完成猶予・更新の効果がある。

ウ：取下げ等による終了では更新しない。

エ：民法148条は、強制執行等について完成猶予と、原則として手続終了時からの更新を定める。

総合解説：民法148条は、強制執行等について完成猶予と、原則として手続終了時からの更新を定める。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0139

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：応用

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権について、民法167条が一般債権の客観的時効期間を修正する内容として適切なものはどれか。

- ア．権利を行使できる時からの期間を10年ではなく20年とする。
- イ．客観的期間を3年に短縮する。
- ウ．人身損害には消滅時効が一切ない。
- エ．主観的期間を1年に短縮する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法167条は、人の生命・身体侵害による損害賠償請求権について、民法166条1項2号の10年を20年に延長する。

イ：逆である。

ウ：特則による期間がある。

エ：そのような規定ではない。

総合解説：民法167条は、人の生命・身体侵害による損害賠償請求権について、民法166条1項2号の10年を20年に延長する。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0140

5-5 回収・時効 > 消滅時効 | 難易度：標準

多数の売掛債権を有する企業が時効リスクを低減するための管理として最も適切なものはどれか。

- ア．時効完成後だけ管理を始める。
- イ．各債権の発生日・弁済期・起算点・催告・承認・訴訟等の履歴を記録し、期限前に対応する。
- ウ．全債権の時効日を担当者の記憶だけに任せる。
- エ．催告や承認の記録は全て破棄する。

答え・解説

正答：イ

ア：完成前の対応が重要である。

イ：消滅時効には複数の起算点や完成猶予・更新事由があるため、債権ごとの時系列管理が重要である。

ウ：管理漏れのリスクが高い。

エ：時効判断の重要な証拠となり得る。

総合解説：消滅時効には複数の起算点や完成猶予・更新事由があるため、債権ごとの時系列管理が重要である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0141

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：基礎

民事保全手続の主な目的として最も適切なものはどれか。

ア．債権の有無を最終的・確定的に判断することだけ。

イ．債務者の全財産を債権者へ移転すること。

ウ．本案判決等による権利確定までに財産処分等で権利実現が困難になる危険を暫定的に防ぐこと。

エ．契約を自動的に無効にすること。

答え・解説

正答：ウ

ア：本案の確定判断とは別の暫定手続である。

イ：そのような制度ではない。

ウ：民事保全は、訴訟等による最終解決までの間に権利実現が困難になる危険を避けるための暫定措置である。

エ：民事保全の目的ではない。

総合解説：民事保全は、訴訟等による最終解決までの間に権利実現が困難になる危険を避けるための暫定措置である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0142

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：基礎

A社がB社に対する売掛金債権を有するが、B社が主要財産を処分し始め、将来の強制執行が困難になるおそれがある。この場合に検討すべき典型的な保全手続はどれか。

ア．相続放棄。

イ．商標登録。

ウ．占有移転禁止仮処分だけ。

エ．仮差押え。

答え・解説

正答：エ

ア：債権保全手続ではない。

イ：債権回収とは無関係である。

ウ：金銭債権の回収保全では仮差押えが典型である。

エ：金銭債権について将来の強制執行が不可能又は著しく困難になるおそれがある場合、債務者財産の仮差押えを検討できる。

総合解説：金銭債権について将来の強制執行が不可能又は著しく困難になるおそれがある場合、債務者財産の仮差押えを検討できる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0143

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

仮差押えと本執行の違いについて適切なものはどれか。

ア：仮差押えは将来の強制執行を保全する暫定措置であり、それだけで最終的な配当を受ける手続ではない。

イ：仮差押えと強制執行は完全に同じ手続である。

ウ：仮差押えだけで債権者が財産の所有権を取得する。

エ：仮差押えは必ず債権全額の支払を実現する。

答え・解説

正答：ア

ア：仮差押えは財産処分を制約して将来の執行可能性を確保する手続であり、実際の換価・配当には債務名義等に基づく本執行が必要となる。

イ：目的・段階が異なる。

ウ：暫定的な保全措置である。

エ：支払確保を保証する制度ではない。

総合解説：仮差押えは財産処分を制約して将来の執行可能性を確保する手続であり、実際の換価・配当には債務名義等に基づく本執行が必要となる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0144

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

仮差押命令を申し立てた債権者について、裁判所実務上適切な説明はどれか。

ア：仮差押えでは担保提供が法律上絶対に禁止される。

イ：保全命令発令前に、裁判所から担保提供を求められることがある。

ウ：申立てさえすれば必ず無担保で即日発令される。

エ：担保は債務者が必ず提供する。

答え・解説

正答：イ

ア：担保決定が行われることがある。

イ：民事保全では、相手方に生じ得る損害に備えるため、裁判所が一定の担保提供を命じることがある。

ウ：事案に応じた審理と担保提供がある。

エ：保全申立人に求められる場合がある。

総合解説：民事保全では、相手方に生じ得る損害に備えるため、裁判所が一定の担保提供を命じることがある。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0145

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

確定判決等の債務名義を取得した後、債務者の銀行預金から債権回収を図る典型的な手続はどれか。

- ア．仮差押えだけで直ちに配当を受ける。
- イ．債務者の許可がなければ判決後も差押えできない。
- ウ．預金債権に対する債権執行。
- エ．抵当権設定登記だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：本執行が必要となる。

イ：法定の強制執行手続による。

ウ：債務名義に基づく債権執行では、債務者の銀行預金や給与等を差し押さえて回収を図ることができる。

エ：預金差押えとは異なる。

総合解説：債務名義に基づく債権執行では、債務者の銀行預金や給与等を差し押さえて回収を図ることができる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0146

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

抵当権を有する債権者が担保不動産から回収する場合の特徴として適切なものはどれか。

- ア．担保権実行では法定手続を一切要しない。
- イ．抵当権があっても担保不動産から優先弁済を受けられない。
- ウ．抵当権を持つと債務者の預金も無条件で全額取得できる。
- エ．抵当権に基づく担保権実行として競売等を申し立て、担保価値から優先弁済を受ける。

答え・解説

正答：エ

ア：民事執行手続に従う。

イ：抵当権の本質に反する。

ウ：抵当権の目的物とは別である。

エ：抵当権者は、一般債権者の強制執行とは別に、担保権の存在を基礎に担保不動産競売等を利用できる。

総合解説：抵当権者は、一般債権者の強制執行とは別に、担保権の存在を基礎に担保不動産競売等を利用できる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0147

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

債権者が支払督促を申し立て、債務者が所定期間内に異議を述べず、仮執行宣言付支払督促を得た場合に可能となることはどれか。

- ア．それに基づいて強制執行を申し立てることができる。
- イ．債務者の全財産が自動的に債権者所有となる。
- ウ．その後は一切の法的手続ができない。
- エ．支払督促は強制執行と無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：仮執行宣言付支払督促は債務名義となり、債権者は預金等への強制執行を申し立てることができる。
イ：強制執行には別途申立てが必要である。
ウ：強制執行につなげられる。
エ：債務名義取得手段として利用される。

総合解説：仮執行宣言付支払督促は債務名義となり、債権者は預金等への強制執行を申し立てることができる。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0148

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

少額訴訟を利用できる典型的な請求として適切なものはどれか。

- ア．1000万円の売買代金請求を少額訴訟だけで行う。
- イ．60万円以下の金銭の支払請求。
- ウ．刑事罰を科すための手続。
- エ．金額に関係なく不動産所有権確認だけを求める訴え。

答え・解説

正答：イ

ア：金額要件を超える。
イ：少額訴訟は、60万円以下の金銭支払請求について、原則1回の審理で解決を図る簡易裁判所の手続である。
ウ：民事の金銭請求手続である。
エ：少額訴訟は60万円以下の金銭請求が対象である。

総合解説：少額訴訟は、60万円以下の金銭支払請求について、原則1回の審理で解決を図る簡易裁判所の手続である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予 / 更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0149

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

取引先の信用不安が急速に高まり、債権回収を検討する場面で、法的手続に備える企業の初動として最も適切なものはどれか。

- ア．入金履歴を削除して未払額を分からなくする。
- イ．不利な資料も含め全て廃棄する。
- ウ．契約書、注文書、納品記録、請求書、入金履歴、交渉記録、担保資料等を整理・保全する。
- エ．契約書を確認せず担当者の記憶だけで申立てる。

答え・解説

正答：ウ

ア：回収額の確定に支障を生じる。

イ：証拠隠滅や立証困難につながる。

ウ：法的回収・保全では債権の存在、額、弁済期、担保、相手方財産等を示す資料が重要であり、早期の証拠整理が有効である。

エ：客観資料の整理が重要である。

総合解説：法的回収・保全では債権の存在、額、弁済期、担保、相手方財産等を示す資料が重要であり、早期の証拠整理が有効である。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01

0150

5-5 回収・時効 > 緊急時の債権回収・保全 | 難易度：標準

債務者が支払わないことを理由に、債権者が裁判手続や担保権の適法な実行によらず、債務者の倉庫へ侵入して商品を勝手に持ち去る対応について最も適切なものはどれか。

- ア．債権があれば債務者の財産は何でも自由に持ち去れる。
- イ．請求書を送付済みなら倉庫侵入も適法となる。
- ウ．債務者が法人なら自力救済が自由になる。
- エ．自力救済は原則として許されず、法的手続や契約上認められた適法な回収方法を用いるべきである。

答え・解説

正答：エ

ア：債権者にそのような包括的権限はない。

イ：請求書送付で自力救済が許されるわけではない。

ウ：相手方の属性で変わらない。

エ：債権が存在しても、債権者が実力で債務者財産を奪取してよいわけではなく、保全・執行等の法的手続を利用する必要がある。

総合解説：債権が存在しても、債権者が実力で債務者財産を奪取してよいわけではなく、保全・執行等の法的手続を利用する必要がある。試験では、担保権の成立要件・優先弁済の範囲・時効の完成猶予／更新・任意回収と法的保全の違いを整理して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2025-12-01